

# 静岡県食肉センター再編基本構想 (中間報告)

平成27年3月

静岡県食肉センター再編推進協議会

# 目 次

<b>1 食肉センター及び食肉流通の状況</b>	
（1） 県内の食肉センターの変遷	1
（2） 県内の年度別と畜処理状況	3
（3） 県内食肉センターの状況	3
（4） 県内の食肉流通の状況	4
<b>2 新食肉センターの必要性</b>	
（1） 隣接県の食肉センターの状況	7
（2） 県内に食肉センターがないことによる影響	8
（3） 新食肉センターが必要な理由	9
<b>3 必要となる食肉センター像</b>	
（1） 家畜生産動向	10
（2） 食肉消費動向	14
（3） 県内に必要となる食肉センターの処理能力	15
（4） 食肉センターの箇所数	19
（5） 食肉センターに必要な機能	20
<b>4 新食肉センターの設置場所、設置・運営主体</b>	
（1） 設置場所	21
（2） 設置・運営主体	25
<b>5 今後、検討すべき課題</b>	27
<b>資料編</b>	28

# 1 食肉センター及び食肉流通の状況

## (1) 県内の食肉センターの変遷

わが国では、明治時代に入って肉食の習慣が広まり食肉需要が増大し、不衛生な私営の屠場が乱立していた。

そこで、明治政府は明治 39 年に屠場法を施行し、屠場を許可制とし、屠畜検査を義務付けるとともに、屠場は市町村が設置することを基本とした。県内でも屠場法に基づき、市町営の屠場が設置されてきた。

その後、昭和 28 年に国民の健康の保護を目的としてと畜場法が施行され、県内には表 1 に示す最大 14 施設が設置されていた。

このうち、13 施設は市町が設置したもので、小笠食肉センターも、昭和44年に掛川市、小笠郡、榛原郡の 9 つの市町村からなる一部事務組合の小笠農業経済圏施設組合が設置し、静岡県経済農業協同組合連合会（経済連）が管理運営していた。なお、この施設は昭和55年に経済連に譲渡されている。

県内のと畜場は、昭和 45 年 3 月の掛川市営と畜場及び水窪町営と畜場の閉鎖を皮切りに、施設数はしだいに減少し、平成 26 年 3 月に岳南食肉センターが閉鎖されたことにより、現在は、浜松市食肉地方卸売市場と小笠食肉センターの 2 施設となっている。

なお、この間、表 2 に示すように、各市は施設に対して毎年度、繰入金、分担金あるいは委託料を投入し、施設を維持してきた。

表 1 県内と畜場一覧

名 称	業務開始年月	廃止年月	備 考
掛川市営と畜場	不明	昭和 45 年 3 月	
水窪町営と畜場	不明	昭和 45 年 3 月	
相良町営相良と畜場	昭和 27 年 12 月	昭和 46 年 3 月	
三ヶ日町と畜場	昭和 29 年 8 月	昭和 47 年 6 月	
磐田市と畜場	明治 42 年 6 月	昭和 48 年 6 月	
島田市と畜場	明治 42 年 6 月	平成 元年 6 月	
下田市営食肉センター	昭和 40 年 2 月	平成 元年 6 月	
伊東市食肉センター	昭和 41 年 6 月	平成 5 年 3 月	
静岡食肉センター	昭和 36 年 4 月	平成 14 年 3 月	
静岡県東部食肉センター	昭和 38 年 3 月	平成 14 年 3 月	
御殿場市食肉センター	昭和 43 年 12 月	平成 22 年 3 月	
岳南食肉センター組合	昭和 42 年 4 月	平成 26 年 3 月	
浜松市食肉地方卸売市場（浜松市立と畜場）	昭和 29 年 3 月	—	
小笠食肉センター	昭和 44 年 9 月	—	注)

注) 小笠農業経済圏施設組合（掛川市、小笠郡大須賀町、大浜町、浜岡町、小笠町、菊川町、城東村、榛原郡相良町、御前崎町で構成）が設置、経済連が管理運営していた。施設は、昭和 55 年に経済連に譲渡された。

表2 県内食肉処理施設の運営に対する各市の負担実績（繰入金、分担金、委託料等）

（単位：千円）

年度	島田市 と畜場	下田市 営食肉 センター	伊東市 食肉 センター	静岡 食肉 センター (静岡市)	静岡県 東部食肉 センター (沼津市、 三島市)	御殿場 市食肉 センター	岳南食肉 センター 組合 (富士市、 富士宮市)	浜松市 食肉地方 卸売市場	小笠 食肉 セン ター
昭和52	491	3,191	8,738	46,100	18,400	9,475	24,800	50,495	—
53	490	2,287	3,200	35,000	21,100	10,735	28,300	59,200	—
54	402	2,347	2,100	52,600	25,641	11,062	32,700	101,034	—
55	2,150	2,098	2,290	55,900	38,965	11,021	32,700	286,731	—
56	3,650	2,311	4,100	70,600	30,600	10,000	32,700	186,917	—
57	217	2,451	2,910	59,100	36,120	11,600	47,350	265,000	—
58	1,133	1,674	1,493	66,900	34,000	11,600	27,800	270,900	—
59	2,790	1,361	3,680	57,020	34,000	12,794	48,300	272,000	—
60	1,224	1,370	3,760	69,240	30,000	15,600	30,387	244,042	—
61	649	1,920	1,577	79,200	28,000	15,600	22,962	242,719	—
62	479	2,070	660	66,040	28,000	15,600	18,000	294,333	—
63	729	1,483	5,950	69,000	26,000	16,800	18,000	350,467	—
平成元	—	—	5,510	73,600	26,000	17,304	18,000	319,600	—
2	—	—	4,200	82,800	50,000	17,304	18,000	299,872	—
3	—	—	4,100	87,800	50,000	19,034	25,000	295,346	—
4	—	—	4,400	102,000	57,000	21,027	32,000	340,179	—
5	—	—	—	98,500	70,000	22,054	25,000	335,703	—
6	—	—	—	112,000	53,000	22,960	40,200	399,191	—
7	—	—	—	137,700	70,222	23,963	34,000	394,580	—
8	—	—	—	96,000	53,000	25,104	34,000	395,797	—
9	—	—	—	78,000	45,000	28,201	34,000	384,389	—
10	—	—	—	77,300	46,000	28,358	34,000	375,764	—
11	—	—	—	85,000	53,000	27,686	34,000	400,929	—
12	—	—	—	70,000	53,000	25,038	34,000	380,058	—
13	—	—	—	124,259	101,300	30,546	104,000	389,470	—
14	—	—	—	—	—	31,501	34,000	178,904	—
15	—	—	—	—	—	30,951	34,000	150,623	—
16	—	—	—	—	—	27,723	34,000	159,693	—
17	—	—	—	—	—	25,569	34,000	153,018	—
18	—	—	—	—	—	17,986	34,000	137,162	—
19	—	—	—	—	—	23,972	34,000	130,597	—
20	—	—	—	—	—	25,490	34,000	131,984	—
21	—	—	—	—	—	21,126	34,000	150,218	—
22	—	—	—	—	—	—	34,000	108,725	—
23	—	—	—	—	—	—	24,000	131,411	—
24	—	—	—	—	—	—	20,000	130,829	—
25	—	—	—	—	—	—	15,000	121,638	—
合計	14,404	24,563	58,668	1,951,659	1,078,348	664,784	1,195,199	9,019,518	—
年平均	1,200	2,047	3,667	78,066	43,134	20,145	32,303	243,771	—

出典：食肉センター資料（静岡県ミートプラント運営協議会、資料が残存する昭和52年度以降を対象）

## (2) 県内の年度別と畜処理状況

県内における家畜の年度別と畜処理状況（表3）は、昭和60年までは牛豚ともに飼養頭数の増加に伴って、と畜頭数も増え、県内のと畜場施設の稼働率は、昭和60年では牛55%、豚95%であった。

その後、飼養頭数の減少に伴い、と畜頭数も減少する傾向にあったが、牛では経済連や農協が肉牛のブランド化に取り組んだことにより、最近では県内でのと畜が増えてきている。

県内の食肉センターの稼働率は、平成25年で牛47%、豚60%と、国が食肉流通ガイドラインで目標としている稼働率80%を下回っている。

表3 県内における家畜の年度別と畜処理状況

年度	施設数	牛					豚				
		処理能力	と畜頭数	稼働率(%)	飼養状況		処理能力	と畜頭数	稼働率(%)	飼養状況	
					戸数	頭数				戸数	頭数
S45年	12	45,711	9,026	20	15,210	53,530	483,345	373,196	77	18,510	268,880
50年	9	44,730	13,816	31	5,620	51,200	654,040	426,997	65	6,610	251,000
55年	9	39,060	18,239	47	4,030	65,500	591,320	526,538	89	4,040	287,200
60年	9	39,255	21,549	55	2,780	72,200	656,700	620,437	95	2,310	307,600
H元年	7	41,680	16,601	40	2,090	69,700	717,380	613,413	86	1,260	313,400
5年	6	45,015	13,914	31	1,470	65,690	734,100	482,802	66	610	237,700
10年	6	47,295	11,381	24	1,070	61,800	720,750	416,531	58	350	195,600
15年	4	24,380	8,688	36	820	52,100	613,080	396,707	65	230	151,300
20年	4	24,250	10,910	45	579	45,600	608,480	322,738	53	187	142,000
25年	3	23,680	11,091	47	440	38,300	575,540	342,254	60	140	120,700

## (3) 県内食肉センターの現況

平成25年度の県内食肉センターの処理実績は、表4のとおりである。

現行施設は、小笠食肉センターが昭和55年度、浜松市食肉地方卸売市場が昭和57年度に整備されており、整備から30年以上が経過しているため施設は老朽化し、毎年度3～5千万円の改修・修繕を実施している。

表4 県内食肉センターの処理実績

名称	設置者	設置年 (現行施設 整備年)	牛				豚			
			処理能力 (頭/日)	H25年度			処理能力 (頭/日)	H25年度		
				実処理頭数 (頭/日)	稼働率	年間処理 頭数(頭)		実処理頭数 (頭/日)	稼働率	年間処理 頭数(頭)
岳南食肉 センター	富士市・富 士宮市一部 事務組合	S40年	30	4	15%	1,013	300	208	69%	48,360
経済連小笠 食肉センタ ー	静岡県経済 農業協同組 合連合会	S44年 (S55年)	30	25	83%	5,973	1,080	750	69%	179,171
浜松市食肉 地方卸売 市場	浜松市	S29年 (S57年)	40	17	43%	4,105	1,040	482	46%	114,723
計			100	47	47%	11,091	2,420	1,440	60%	342,254

※岳南食肉センターは、平成26年3月で閉鎖

#### (4) 県内の食肉流通の状況

農家から牛や豚が出荷されて、食肉センターでと畜され、食肉事業者を経て、静岡県民に消費されるまでの状況（平成25年度）については、牛は県内農家からの出荷頭数14,436頭のうち10,417頭（72%）が、県内食肉センターでと畜処理されている。

県内食肉センターでと畜処理されている牛の9割以上が、県内産となっている。

なお、県内食肉センターでと畜処理されている牛の半数が県内で消費されている。

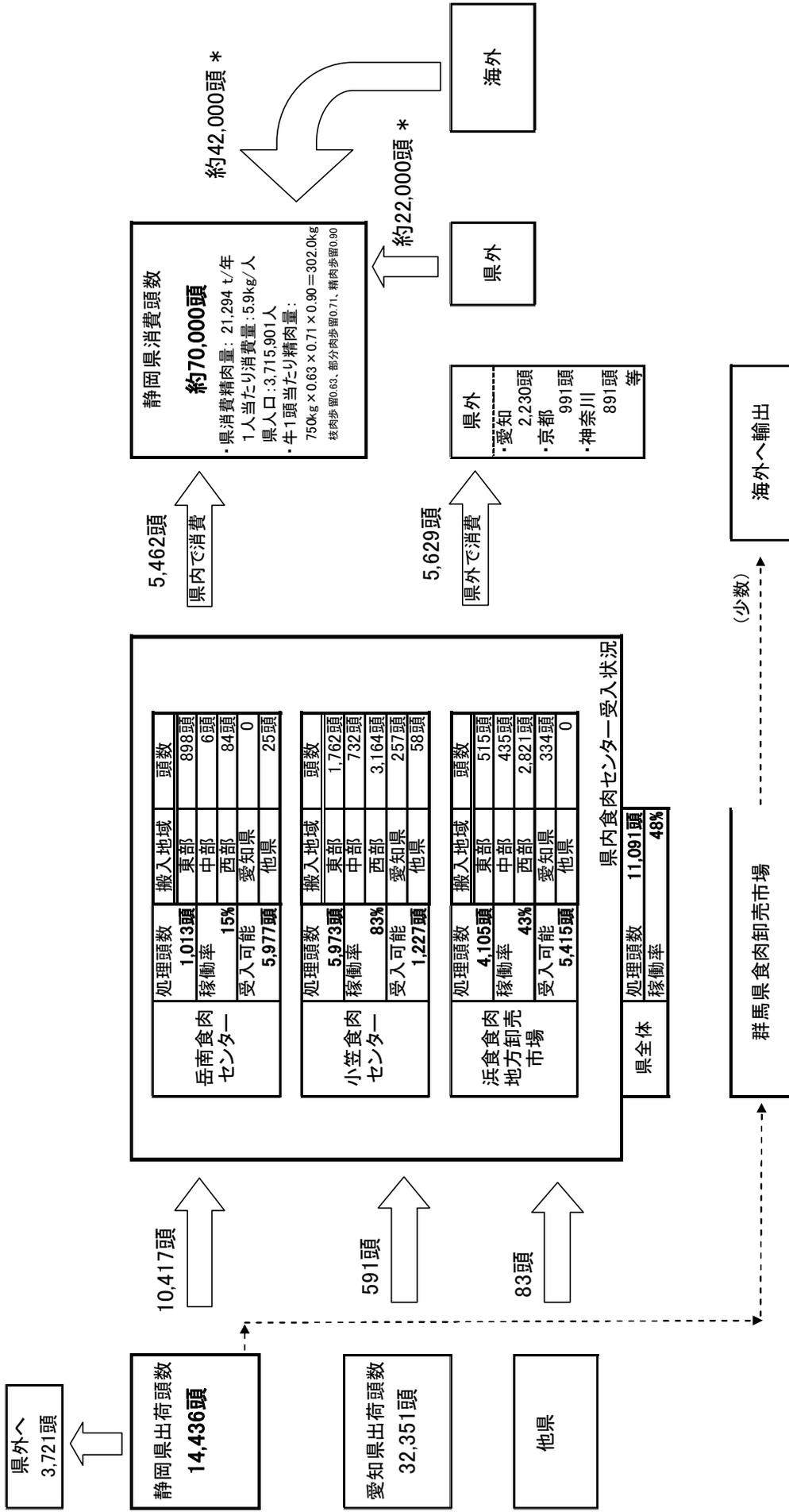
豚は県内農家からの出荷頭数199,279頭のうち151,993頭（76%）が県内食肉センターでと畜処理されている。

県内食肉センターでと畜処理されている豚の44%が、県内産となっている。

なお、県内食肉センターでと畜処理されている豚の76%が県内で消費されている。（図2）

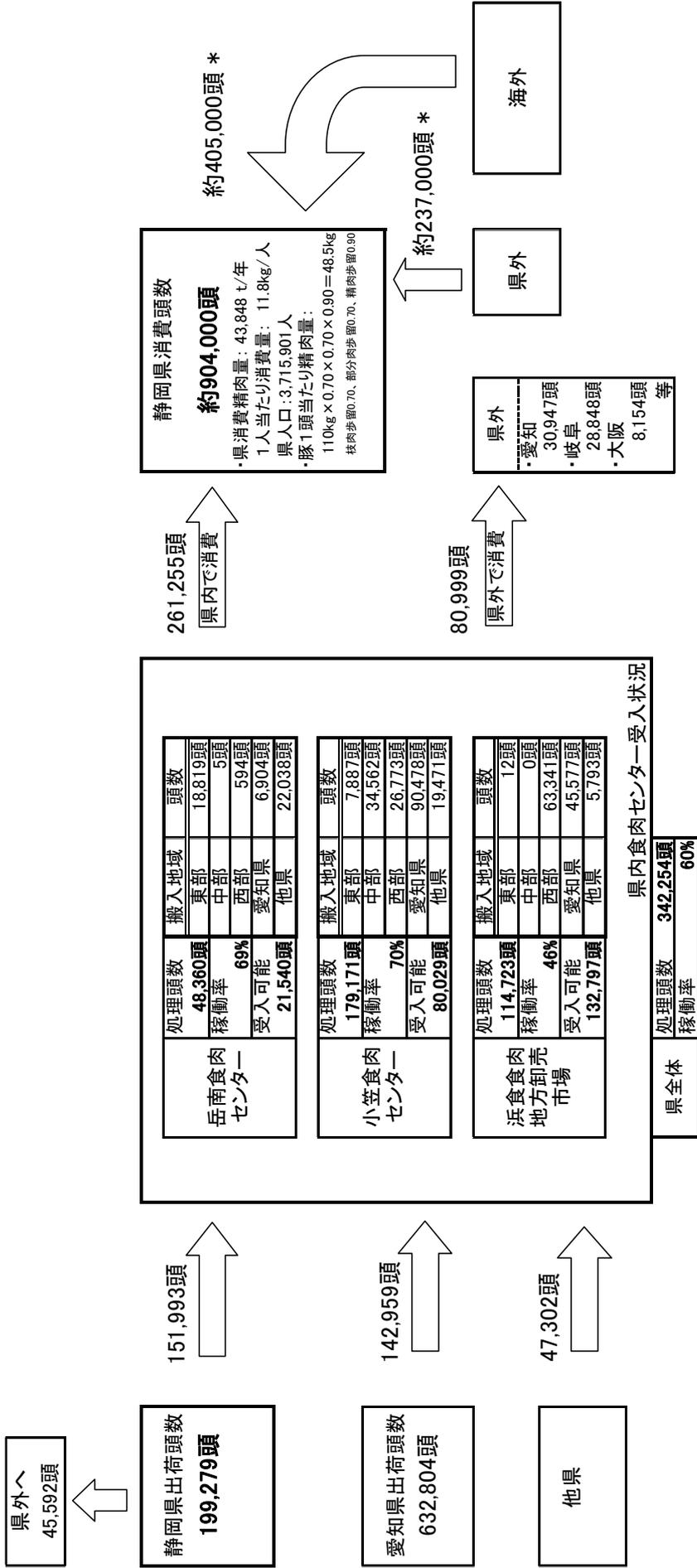
また、豚では、県内食肉センターへ出荷される頭数については、本県と愛知県は、ほぼ同数（14万～15万頭）となっている。

図1 県内の食肉流通の状況：牛（平成25年度）



\*：畜産を巡る情勢H26.7(農林水産省)の国産、海外産の割合より推定

図2 県内の食肉流通の状況（平成25年度）



\* : 畜産を巡る情勢H26.7(農林水産省)の国産、海外産の割合より推定

## 2 新食肉センターの必要性

### (1) 隣接県の食肉センターの状況

本県の周辺には、東三河食肉流通センター（愛知県）、山梨食肉流通センター、神奈川食肉センターが設置されている。これらの食肉センターについて、平成25年度のと畜状況と仮に静岡県食肉センターが全て閉鎖された場合の、静岡県の荷の受け入れ可否について調査を行った。

食肉センター名		東三河食肉流通センター (愛知県豊橋市)	山梨食肉流通センター (山梨県笛吹市 石和町)	神奈川食肉センター (神奈川県厚木市)	
H25 と 畜 状 況	牛	開場日数	245 日	249 日	178 日
		1 日処理能力	65 頭/日	40 頭/日	60 頭/日
		年間処理能力 (A)	15,925 頭/年	9,960 頭/年	10,680 頭/年
		と畜頭数実績 (B)	11,251 頭/年	4,481 頭/年	5,491 頭/年
		稼働率	70.7%	45.0%	51.4%
		(A) - (B)	(注1) 4,674 頭/年	5,479 頭/年	5,189 頭/年
	豚	開場日数	245 日	249 日	251 日
		1 日処理能力	1,200 頭/日	400 頭/日	2,500 頭/日
		年間処理能力 (A)	294,000 頭/年	99,600 頭/年	627,500 頭/年
		と畜頭数実績 (B)	212,567 頭/年	47,789 頭/年	535,191 頭/年
		稼働率	72.3%	48.0%	85.3%
(A) - (B)		(注1) 81,433 頭/年	51,811 頭/年	92,309 頭/年	
県 外 の 荷 の 受 入	県外の荷の受入制限の有無	なし	なし	なし	
	優先する受け入れ先	愛知県を優先	通常利用している食肉事業者を優先	センターに出資している食肉事業者を優先	
	受入の方針	稼働率に余力があれば、他県の荷の受入は可能だが、基本的には愛知県の荷を優先 (繁忙期は地元のみ)	年単位で継続的に取引可能であれば、受入可能だが、短期間の持込みは不可	食肉の引取先が確保できれば、県内外問わず、処理能力上限まで受入可能	
	「静岡県優先枠」設定の可能性	なし	なし	なし	
	現在の静岡県からの牛、豚の受入状況	静岡県からの牛豚の受入実績は無し	静岡県から牛 400 頭、豚 3,000 頭を受入	静岡県から牛 1,100 頭、豚 23,000 頭を受入	

3施設とも、これまでに県外の荷に対して受け入れ制限を実施したことはなかったが、優先受入先としては、東三河は食肉センター出資者である愛知県、地元の市、農協の荷を優先し、山梨は通常食肉センターを利用している食肉事業者の荷を優先、神奈川は食肉センター出資者である食肉事業者の荷を優先している。

このため、静岡県の牛豚の優先枠を設定する意向を示した食肉センターはなかった。

なお、東三河は、現在、地元で処理できない荷が浜松食肉地方卸売市場に出荷されており、仮に浜松が廃止された場合には地元の荷があふれてしまうので、静岡県の荷の受け入れは不可能とのことだった。(注1)

静岡県に食肉センターがなくなってしまった場合、隣接県で静岡県の牛豚を受け入れてくれる食肉センターの目途は立っていない状況である。

## (2) 県内に食肉センターがないことによる影響

平成 26 年 4 月現在、食肉センターは全国 46 都道府県で、187 施設が設置されている。

唯一、食肉センターが設置されていない福井県では、かつて設置されていた福井市食肉センターが、河川改修のために移転せざるを得なくなったが移転先を確保できず、平成 4 年 9 月に閉鎖された。福井県は、隣県の石川県金沢食肉センターに福井県分の家畜のと畜処理枠を設定してもらい、自県の家畜のと畜を実施している。

食肉センターがないことによる影響としては、「処理枠は設定されているが、と畜の順番は後になり、瑕疵が発生しやすい。病畜は、石川県のものが優先される。食肉の安全に関するところを他県に任さざるを得ない。(福井県園芸畜産課)」ことが挙げられる。

表 5 静岡県と福井県の家畜の飼養状況の比較

	乳用牛	肉用牛	豚
H24 年産出額 (静岡県)	99 億円 (全国 14 位)	80 億円 (全国 20 位)	64 億円 (全国 21 位)
(福井県)	10 億円 (全国 46 位)	8 億円 (全国 41 位)	2 億円 (全国 45 位)
(全国)	7,763 億円	5,197 億円	5,409 億円
H25 年飼養戸数 (静岡県)	275 戸	165 戸	140 戸
(福井県)	29 戸	57 戸	8 戸
(全国)	19,400 戸	61,300 戸	5,570 戸
H25 年飼養頭数 (静岡県)	15,100 頭	23,200 頭	120,700 頭
(福井県)	1,250 頭	3,210 頭	4,250 頭
(全国)	1,423,000 頭	2,642,000 頭	9,685,000 頭

自らの県に食肉センターがないと、と畜の順番が後回しになるなど食肉の品質が低くなってしまふ恐れがある。また、食肉の安全に関するところが、他県任せになってしまう。

### (3) 新食肉センターの必要性

協議会の委員、幹事会の幹事から、新食肉センターの必要性について、次のような意見が出された。

協議会、幹事会における「新食肉センターの必要性」に対する意見	
<ul style="list-style-type: none"> <li>もし食肉センターがなくなると、たちまち有利な販路を失ってしまい、畜産の衰退につながる。また、私たちが育てた良質な食肉を安定的に県民、市民に供給できなくなる可能性がある。</li> <li>食肉の安定的な供給の確保、畜産振興、地場産業を支える観点から、県内に食肉センターがひとつもなくなるのは避けなければいけない。</li> <li>県内の2施設は、いずれ建替えが必要な施設であり、コスト面からも一つに統合すべきである。</li> <li>畜産を守るという観点からは、厳しい衛生基準に耐える新施設が県内には必要と考える。</li> <li>県産食肉が最高の品質になるような食肉センターを持っていないと、TPP に対抗できるような差別化した県産食肉の生産はできない。</li> <li>県産の牛肉、豚肉のブランドを高めるために、食肉センターは県内に一つは必要である。</li> <li>新鮮で衛生的な食肉を提供するために、食肉センターは必要不可欠である。</li> <li>消費者の立場から「安全、良質、安定的な供給」を望んでいる。</li> <li>静岡県産ブランドを使って、畜産振興、県民の安全性確保を図るという観点から、できれば県内に食肉センターを設置していきたい。</li> </ul>	

静岡県に新しい食肉センターが必要な理由について、畜産振興と消費の面から検討した。

区 分		理 由
畜産振興	食肉センターの現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の2施設は、いずれも整備から30年以上が経過しているため、老朽化しており、いずれ両施設は建替えが必要になる状況である。</li> <li>全国では福井県を除く46都道府県に、食肉センター187施設が設置されている。</li> <li>他県の食肉センターは、地元の家畜を優先してと畜することから、本県の畜産農家が主体的に利用することは難しい。</li> <li>隣接県で静岡県の家畜を優先的に受け入れてくれる食肉センターは無く、県内食肉センターが全て閉鎖された場合、県内畜産農家が主体的に利用できる食肉センターがなくなり、出荷が滞ってしまう。</li> </ul>
	ブランド化販路拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民へ県産食肉を安定供給できる生産基盤を維持するためには、県産食肉のブランド化、ブランド力の強化及び販路拡大が必要である。</li> <li>そのため、戦略的なブランド展開を可能とし、かつ需要者のニーズに迅速に対応するため、主体的に利用できる食肉センターを確保する必要がある。</li> <li>TPP 対策として、高度な衛生レベルを備えた食肉センターを核として、高品質な本県の食肉の販路を、国内外に拡大していく必要がある。</li> </ul>
消費		<ul style="list-style-type: none"> <li>安全安心な食肉を求める消費者の期待に応えるには、県内に衛生レベルの高い食肉センターが必要である。</li> <li>消費者は、食肉について地元産志向が強い。</li> <li>県内食肉事業者の約90%は、県内に高度な加工処理能力及び衛生レベルを備えた新食肉センターが必要と考えている。</li> </ul>

畜産振興をすすめるため、また県民に安全で良質な食肉を安定的に供給するために、県内に食肉センターが必要である。

### 3 必要となる食肉センター像

#### (1) 家畜生産動向

- ・ 農林水産省畜産物流通統計における、平成5年から平成25年までの静岡県及び愛知県の畜産農家からの牛豚の出荷頭数をもとに、トレンドラインを平成26年から平成55年までの30年間について算出した。
- ・ このトレンドは、現在の県内2箇所の食肉センター体制が維持された場合を想定したものとなるため、再編後については、県内出荷は「現在の傾向のまま推移する」とし、愛知県からの出荷は2割減少するとして推計した。

#### (ア) 牛の出荷動向 (表6)

- ・ 牛は、県内からの出荷の割合が多く、他県の影響を受けにくい状況となっている。
- ・ このため、出荷動向については、県内と愛知県からのものについて推計することとした。
- ・ 静岡県、愛知県から静岡県内食肉センターへ出荷された牛頭数：10,323頭（平成25年度）
- ・ 今後の牛の出荷動向は、9,700頭（平成35年度）→9,500頭（平成45年度）→9,300頭（平成55年度）と推計された。

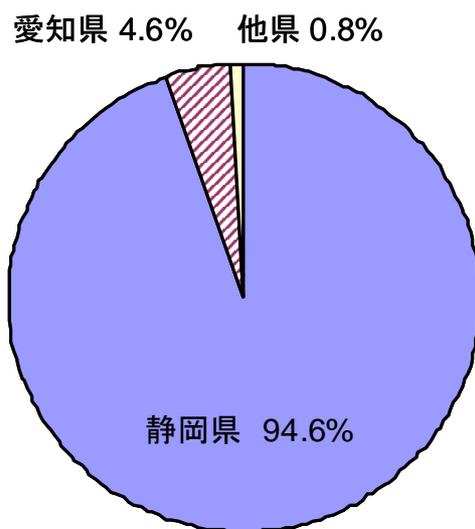


図3 静岡県内食肉センター向け牛出荷頭数の県別シェア (H25)

表6 牛の出荷動向

年度	静岡県の出荷頭数		愛知県の出荷頭数		静岡県内食肉センター向け総出荷頭数	
	県全体の 出荷頭数	県内向けの 出荷頭数(a)	県全体の 出荷頭数	静岡県向け 出荷頭数(b)	(a) + (b)	県外荷2割減 (a) + (b)*0.8
5	25,871	10,677	49,946	1,277	11,954	-
6	24,745	10,650	49,150	1,564	12,214	-
7	21,987	10,412	42,869	1,320	11,732	-
8	22,442	10,041	41,630	1,157	11,198	-
9	21,622	7,727	39,929	3,188	10,915	-
10	21,549	9,592	36,050	1,169	10,761	-
11	20,840	9,041	37,707	1,363	10,404	-
12	19,063	8,397	40,473	1,602	9,999	-
13	16,739	7,734	34,466	1,023	8,757	-
14	17,589	6,987	39,935	1,921	8,908	-
15	17,637	7,566	37,949	802	8,368	-
16	18,558	8,230	38,590	1,327	9,557	-
17	16,902	8,910	36,947	1,289	10,199	-
18	18,526	9,055	38,788	1,250	10,305	-
19	19,024	9,405	37,332	1,068	10,473	-
20	19,095	9,747	38,385	979	10,726	-
21	17,225	9,751	36,008	1,022	10,773	-
22	16,958	10,052	35,447	708	10,760	-
23	15,950	10,056	33,506	575	10,631	-
24	15,830	10,647	33,245	591	11,238	-
25	14,436	9,878	32,351	445	10,323	-
26	16,012	9,494	34,001	640	10,134	10,006
27	15,861	9,478	33,781	609	10,087	9,965
28	15,716	9,464	33,570	579	10,043	9,927
29	15,578	9,450	33,368	551	10,000	9,890
30	15,445	9,436	33,174	524	9,960	9,855
31	15,316	9,424	32,987	498	9,922	9,822
32	15,193	9,412	32,807	473	9,885	9,791
33	15,074	9,400	32,633	450	9,851	9,760
34	14,958	9,389	32,465	428	9,817	9,732
35	14,847	9,379	32,303	407	9,786	9,704
36	14,739	9,369	32,146	387	9,756	9,678
37	14,635	9,359	31,994	368	9,727	9,653
38	14,533	9,349	31,846	350	9,700	9,629
39	14,435	9,340	31,702	333	9,673	9,607
40	14,339	9,331	31,563	317	9,648	9,585
41	14,246	9,323	31,427	301	9,624	9,564
42	14,156	9,315	31,295	286	9,601	9,544
43	14,067	9,307	31,167	272	9,579	9,525
44	13,981	9,299	31,041	259	9,558	9,506
45	13,897	9,292	30,919	246	9,538	9,489
46	13,816	9,284	30,800	234	9,518	9,472
47	13,736	9,277	30,683	223	9,500	9,455
48	13,658	9,270	30,569	212	9,482	9,440
49	13,581	9,263	30,458	201	9,465	9,425
50	13,507	9,257	30,349	191	9,448	9,410
51	13,434	9,251	30,243	182	9,433	9,396
52	13,362	9,244	30,139	173	9,417	9,383
53	13,292	9,238	30,037	165	9,403	9,370
54	13,223	9,232	29,937	157	9,389	9,357
55	13,156	9,226	29,838	149	9,375	9,346
対数近似(R <sup>2</sup> )	0.87	-	0.79	-	-	-
指数近似(R <sup>2</sup> )	-	-	-	0.51	-	-
累乗近似(R <sup>2</sup> )	-	0.11	-	-	-	-

補足： 静岡県の県内向け出荷頭数のトレンドは、BSEの影響年度(H13-16)を除いて算出

(イ) 豚の出荷動向 (表7)

- ・ 豚は、他県からの県内食肉センターへの出荷が多いため、その影響を受けやすい。
- ・ このうち愛知県以外の他県産の豚については、その多くが宮城県、福島県などから岳南食肉センターへ出荷されたものであり、その荷が岳南食肉センター閉鎖後は、他県へ出荷されていることから、今後の出荷動向から除くこととした。
- ・ 静岡県及び愛知県から静岡県内食肉センターへの豚出荷頭数の実績：302,074 頭（平成 25 年度）
- ・ 今後の豚の出荷動向は、27 万頭（平成 35 年度）→25 万頭（平成 45 年度）→24 万頭（平成 55 年度）と算出された。

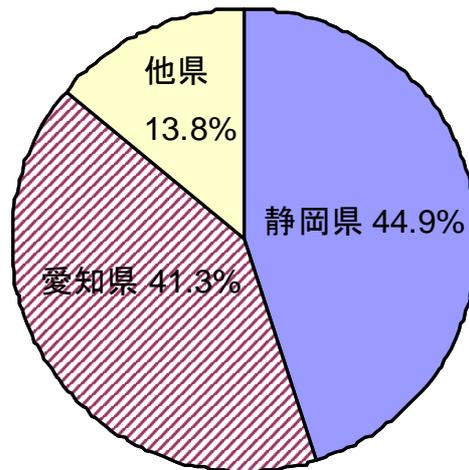


図4 静岡県内食肉センター向け豚出荷頭数の県別シェア (H25)

表7 豚の出荷動向

年度	静岡県の出荷頭数		愛知県の出荷頭数		静岡県内食肉センター向け総出荷頭数	
	県全体の 出荷頭数	県内向けの 出荷頭数(a)	県全体の 出荷頭数	静岡県向け 出荷頭数(b)	(a) + (b)	県外荷2割減 (a) + (b)*0.8
5	400,910	313,387	803,957	163,687	477,074	-
6	366,101	284,017	753,101	158,655	442,672	-
7	335,396	263,999	687,410	143,939	407,938	-
8	326,439	255,221	675,866	135,735	390,956	-
9	322,934	266,082	663,075	130,480	396,562	-
10	327,996	286,898	663,309	115,218	402,116	-
11	312,732	289,797	645,768	108,977	398,774	-
12	290,616	275,304	647,798	124,471	399,775	-
13	281,918	262,438	627,169	130,377	392,815	-
14	266,172	243,083	634,893	136,527	379,610	-
15	257,652	232,681	625,729	143,772	376,453	-
16	265,879	232,736	635,861	135,872	368,608	-
17	256,989	222,999	638,960	132,126	355,125	-
18	244,619	210,189	636,673	130,468	340,657	-
19	252,197	213,512	636,416	122,294	335,806	-
20	218,628	180,351	644,896	143,512	323,863	-
21	207,933	172,732	634,030	148,968	321,700	-
22	192,120	165,965	631,653	135,650	301,615	-
23	198,560	164,696	622,712	134,265	298,961	-
24	205,011	167,103	620,409	128,246	295,349	-
25	199,279	164,207	632,804	137,867	302,074	-
26	207,998	185,398	608,403	129,237	<b>314,635</b>	<b>288,788</b>
27	204,896	183,181	606,159	128,948	<b>312,129</b>	<b>286,339</b>
28	201,927	181,058	604,010	128,671	<b>309,730</b>	<b>283,995</b>
29	199,079	179,022	601,949	128,406	<b>307,428</b>	<b>281,747</b>
30	196,342	177,066	599,970	128,150	<b>305,217</b>	<b>279,587</b>
31	193,709	175,184	598,064	127,905	<b>303,089</b>	<b>277,508</b>
32	191,172	173,371	596,228	127,668	<b>301,039</b>	<b>275,505</b>
33	188,723	171,621	594,457	127,440	<b>299,060</b>	<b>273,572</b>
34	186,358	169,930	592,745	127,219	<b>297,149</b>	<b>271,705</b>
35	<b>184,070</b>	<b>168,295</b>	<b>591,090</b>	<b>127,006</b>	<b>295,300</b>	<b>269,899</b>
36	181,855	166,711	589,487	126,799	<b>293,510</b>	<b>268,150</b>
37	179,708	165,177	587,934	126,599	<b>291,775</b>	<b>266,456</b>
38	177,625	163,688	586,427	126,404	<b>290,092</b>	<b>264,811</b>
39	175,603	162,242	584,963	126,216	<b>288,458</b>	<b>263,215</b>
40	173,637	160,837	583,541	126,032	<b>286,870</b>	<b>261,663</b>
41	171,726	159,471	582,158	125,854	<b>285,325</b>	<b>260,154</b>
42	169,865	158,141	580,812	125,681	<b>283,822</b>	<b>258,685</b>
43	168,053	156,846	579,500	125,512	<b>282,357</b>	<b>257,255</b>
44	166,286	155,583	578,222	125,347	<b>280,930</b>	<b>255,860</b>
45	<b>164,563</b>	<b>154,351</b>	<b>576,976</b>	<b>125,186</b>	<b>279,538</b>	<b>254,500</b>
46	162,882	153,150	575,759	125,029	<b>278,179</b>	<b>253,173</b>
47	161,240	151,976	574,571	124,876	<b>276,852</b>	<b>251,877</b>
48	159,636	150,830	573,411	124,726	<b>275,556</b>	<b>250,611</b>
49	158,068	149,709	572,276	124,580	<b>274,289</b>	<b>249,373</b>
50	156,535	148,613	571,167	124,437	<b>273,050</b>	<b>248,163</b>
51	155,034	147,540	570,081	124,297	<b>271,838</b>	<b>246,978</b>
52	153,565	146,490	569,018	124,160	<b>270,651</b>	<b>245,819</b>
53	152,127	145,462	567,977	124,026	<b>269,488</b>	<b>244,683</b>
54	150,717	144,455	566,957	123,895	<b>268,349</b>	<b>243,570</b>
55	<b>149,336</b>	<b>143,467</b>	<b>565,958</b>	<b>123,766</b>	<b>267,233</b>	<b>242,479</b>
対数近似-R <sup>2</sup>	0.92	-	0.85	0.18	-	-
累乗近似-R <sup>2</sup>	-	0.70	-	-	-	-

## (2) 食肉消費動向

### ①食肉消費動向の推計

算出方法：

- ・ 農林水産省の食料需給表より、国民1人当たりの年間食肉消費量を引用し、静岡県的人口（静岡県統計利用課）を乗じて、静岡県食肉消費量を算出した。
- ・ 平成26年度以降は、人口推計値に平成25年度の1人当たり食肉消費量（牛6.0kg、豚11.8kg）を乗じて、県食肉消費量を算出した。

分析：

- ・ 国民1人当たりの年間食肉消費量は、平成元年度の牛肉5.0kg、豚肉10.4kgから徐々に増加し、牛肉は平成12年度の7.6kg、豚肉は17年度の12.1kgがピークとなり、その後、牛肉は5kg台後半、豚肉は11kg台後半で推移している。
- ・ 静岡県内の年間食肉消費量は、牛肉は平成元年度以降増加し、12年度28,629tがピークとなり、その後、21,000～22,000tで推移している。
- ・ 豚肉も平成元年度以降増加し、17年度45,883tがピークとなり、その後、44,000t前後で推移している。

予測：

- ・ 平成25年度以降の静岡県的人口は減少すると推計されていることから、県全体の食肉消費量も平成25年度の牛肉22,000t、豚肉44,000tからやや減少し、平成35年度では牛肉21,000t、豚肉42,000t、平成45年度には牛肉20,000t、豚肉40,000tと推計された。

### ②食肉消費動向調査

県産食肉の消費動向を把握するために、県内の食肉事業者（スーパーマーケット、卸売店及び小売店）に対して実施したアンケート調査では、食肉事業者の約75%が県産食肉の取扱いを増やしたいと考えており、消費者の地元産志向は強いことが推察された。

さらに、食肉事業者が利用しやすい食肉センターが整備された場合、県産食肉の消費がさらに拡大する可能性が高いことが判明した。（p29 資料編 参照）

### (3) 県内に必要となる食肉センターの処理能力

家畜生産動向、生産振興の方向性、食肉消費動向を考慮して、県内に必要となる食肉センターの処理能力を算出した。県内の畜産農家から出荷される頭数は、家畜生産動向で推計したトレンドに従った場合と、県が行う生産振興施策により県内からの出荷が維持される場合の2種類について算出した。なお、愛知県からの出荷は2割減少するとした。

- ・ 1日処理頭数：食肉センターへの年間出荷頭数を、年間稼働日数240日で除した頭数
- ・ 1日処理能力：施設稼働率を80%と設定して、1日処理頭数に100/80を乗じた頭数
- ・ 豚換算頭数：牛頭数×4＋豚頭数（食肉センターの規模を示す）

#### 【1日処理能力】

(ア) 県内からの出荷は「家畜生産動向」で推計したトレンドに従った場合（表8）

H25年度：牛53.8頭/日、豚1,573頭/日、豚換算頭数1,788頭/日  
 10年後：牛50.5頭/日、豚1,406頭/日、豚換算頭数1,608頭/日  
 20年後：牛49.4頭/日、豚1,326頭/日、豚換算頭数1,523頭/日  
 30年後：牛48.7頭/日、豚1,263頭/日、豚換算頭数1,458頭/日と予測された。

(イ) 生産振興施策により県内からの出荷が維持された場合（表9）

H25年度：牛53.8頭/日、豚1,573頭/日、豚換算頭数1,788頭/日  
 10年後：牛53.1頭/日、豚1,384頭/日、豚換算頭数1,597頭/日  
 20年後：牛52.5頭/日、豚1,377頭/日、豚換算頭数1,587頭/日  
 30年後：牛52.1頭/日、豚1,371頭/日、豚換算頭数1,579頭/日と予測された。

表10 食肉センターに必要な処理能力の範囲（端数処理）（頭/日）

		4-(1) 県内トレンド	4-(2) 県内現状維持
牛処理能力	H25年度	50	50
	10年後	50	50
	20年後	50	50
	30年後	50	50
豚処理能力	H25年度	1,570	1,570
	10年後	1,410	1,380
	20年後	1,330	1,380
	30年後	1,260	1,370
豚換算頭数	H25年度	1,790	1,790
	10年後	1,610	1,600
	20年後	1,520	1,590
	30年後	1,460	1,580

表8 県内に必要となる処理能力 (県内からの出荷はトレンドに従い、愛知県からの荷は2割減少した場合)

年度	牛										豚									
	出荷頭数					1日処理頭数 (d)=[(a)+(c)]/240	1日処理能力 (20%余裕見込) (e)=(d)*100/80	出荷頭数					1日処理頭数 (i)=[(f)+(h)]/240	1日処理能力 (20%余裕見込) (j)=(i)*100/80	豚換算頭数 1日処理能力 (e)×4+(j)					
	静岡県		愛知県		合計 (a)+(c)			静岡県		愛知県		合計 (f)+(h)								
	県内向け 出荷頭数(a)	静岡県向け 出荷頭数(b)	2割減少値 (c)=0.8*(b)	県内向け 出荷頭数(f)				静岡県向け 出荷頭数(g)	2割減少値 (h)=0.8*(g)											
25	9,878	445	—	10,323	43.0	53.8	164,207	137,867	—	302,074	1,259	1,573	1,788							
26	9,494	640	512	10,006	41.7	52.1	185,398	129,237	103,390	288,788	1,203	1,504	1,713							
27	9,478	609	487	9,965	41.5	51.9	183,181	128,948	103,159	286,339	1,193	1,491	1,699							
28	9,464	579	463	9,927	41.4	51.7	181,058	128,671	102,937	283,995	1,183	1,479	1,686							
29	9,450	551	440	9,890	41.2	51.5	179,022	128,406	102,724	281,747	1,174	1,467	1,673							
30	9,436	524	419	9,855	41.1	51.3	177,066	128,150	102,520	279,587	1,165	1,456	1,661							
31	9,424	498	398	9,822	40.9	51.2	175,184	127,905	102,324	277,508	1,156	1,445	1,650							
32	9,412	473	379	9,791	40.8	51.0	173,371	127,668	102,134	275,505	1,148	1,435	1,639							
33	9,400	450	360	9,760	40.7	50.8	171,621	127,440	101,952	273,572	1,140	1,425	1,628							
34	9,389	428	343	9,732	40.5	50.7	169,930	127,219	101,775	271,705	1,132	1,415	1,618							
35	9,379	407	326	9,704	40.4	50.5	168,295	127,006	101,604	269,899	1,125	1,406	1,608							
36	9,369	387	310	9,678	40.3	50.4	166,711	126,799	101,439	268,150	1,117	1,397	1,598							
37	9,359	368	295	9,653	40.2	50.3	165,177	126,599	101,279	266,456	1,110	1,388	1,589							
38	9,349	350	280	9,629	40.1	50.2	163,688	126,404	101,124	264,811	1,103	1,379	1,580							
39	9,340	333	266	9,607	40.0	50.0	162,242	126,216	100,973	263,215	1,097	1,371	1,571							
40	9,331	317	253	9,585	39.9	49.9	160,837	126,032	100,826	261,663	1,090	1,363	1,563							
41	9,323	301	241	9,564	39.8	49.8	159,471	125,854	100,683	260,154	1,084	1,355	1,554							
42	9,315	286	229	9,544	39.8	49.7	158,141	125,681	100,544	258,685	1,078	1,347	1,546							
43	9,307	272	218	9,525	39.7	49.6	156,846	125,512	100,409	257,255	1,072	1,340	1,538							
44	9,299	259	207	9,506	39.6	49.5	155,583	125,347	100,277	255,860	1,066	1,333	1,531							
45	9,292	246	197	9,489	39.5	49.4	154,351	125,186	100,149	254,500	1,060	1,326	1,523							
46	9,284	234	187	9,472	39.5	49.3	153,150	125,029	100,023	253,173	1,055	1,319	1,516							
47	9,277	223	178	9,455	39.4	49.2	151,976	124,876	99,901	251,877	1,049	1,312	1,509							
48	9,270	212	169	9,440	39.3	49.2	150,830	124,726	99,781	250,611	1,044	1,305	1,502							
49	9,263	201	161	9,425	39.3	49.1	149,709	124,580	99,664	249,373	1,039	1,299	1,495							
50	9,257	191	153	9,410	39.2	49.0	148,613	124,437	99,550	248,163	1,034	1,293	1,489							
51	9,251	182	146	9,396	39.2	48.9	147,540	124,297	99,438	246,978	1,029	1,286	1,482							
52	9,244	173	139	9,383	39.1	48.9	146,490	124,160	99,328	245,819	1,024	1,280	1,476							
53	9,238	165	132	9,370	39.0	48.8	145,462	124,026	99,221	244,683	1,020	1,274	1,470							
54	9,232	157	125	9,357	39.0	48.7	144,455	123,895	99,116	243,570	1,015	1,269	1,464							
55	9,226	149	119	9,346	38.9	48.7	143,467	123,766	99,013	242,479	1,010	1,263	1,458							

表9 県内に必要となる処理能力 (県内からの出荷は維持し、愛知県からの出荷が2割減少した場合)

年度	牛										豚									
	出荷頭数					1日処理頭数 (d)=[(a)+(c)]/240	1日処理能力 (20%余裕見込) (e)=(d)*100/80	出荷頭数					1日処理頭数 (i)=[(f)+(h)]/240	1日処理能力 (20%余裕見込) (j)=(i)*100/80	1日処理能力 (e)×4+(j)					
	静岡県		愛知県		合計 (a)+(c)			静岡県		愛知県		合計 (f)+(h)								
	県内向け 出荷頭数(a)	静岡県向け 出荷頭数(b)	2割減少値 (c)=0.8*(b)	県内向け 出荷頭数(f)				静岡県向け 出荷頭数(g)	2割減少値 (h)=0.8*(g)											
25	9,878	445	—	10,323	43.0	53.8	164,207	137,867	302,074	1,259	1,573	1,788								
26	9,878	640	512	10,390	43.3	54.1	164,207	129,237	267,597	1,115	1,394	1,610								
27	9,878	609	487	10,365	43.2	54.0	164,207	128,948	267,366	1,114	1,393	1,608								
28	9,878	579	463	10,341	43.1	53.9	164,207	128,671	267,144	1,113	1,391	1,607								
29	9,878	551	440	10,318	43.0	53.7	164,207	128,406	266,931	1,112	1,390	1,605								
30	9,878	524	419	10,297	42.9	53.6	164,207	128,150	266,727	1,111	1,389	1,604								
31	9,878	498	398	10,276	42.8	53.5	164,207	127,905	266,531	1,111	1,388	1,602								
32	9,878	473	379	10,257	42.7	53.4	164,207	127,668	266,341	1,110	1,387	1,601								
33	9,878	450	360	10,238	42.7	53.3	164,207	127,440	266,159	1,109	1,386	1,600								
34	9,878	428	343	10,221	42.6	53.2	164,207	127,219	265,982	1,108	1,385	1,598								
35	9,878	407	326	10,204	42.5	53.1	164,207	127,006	265,811	1,108	1,384	1,597								
36	9,878	387	310	10,188	42.4	53.1	164,207	126,799	265,646	1,107	1,384	1,596								
37	9,878	368	295	10,173	42.4	53.0	164,207	126,599	265,486	1,106	1,383	1,595								
38	9,878	350	280	10,158	42.3	52.9	164,207	126,404	265,331	1,106	1,382	1,594								
39	9,878	333	266	10,144	42.3	52.8	164,207	126,216	265,180	1,105	1,381	1,592								
40	9,878	317	253	10,131	42.2	52.8	164,207	126,032	265,033	1,104	1,380	1,591								
41	9,878	301	241	10,119	42.2	52.7	164,207	125,854	264,890	1,104	1,380	1,590								
42	9,878	286	229	10,107	42.1	52.6	164,207	125,681	264,751	1,103	1,379	1,589								
43	9,878	272	218	10,096	42.1	52.6	164,207	125,512	264,616	1,103	1,378	1,589								
44	9,878	259	207	10,085	42.0	52.5	164,207	125,347	264,484	1,102	1,378	1,588								
45	9,878	246	197	10,075	42.0	52.5	164,207	125,186	264,356	1,101	1,377	1,587								
46	9,878	234	187	10,065	41.9	52.4	164,207	125,029	264,230	1,101	1,376	1,586								
47	9,878	223	178	10,056	41.9	52.4	164,207	124,876	264,108	1,100	1,376	1,585								
48	9,878	212	169	10,047	41.9	52.3	164,207	124,726	263,988	1,100	1,375	1,584								
49	9,878	201	161	10,039	41.8	52.3	164,207	124,580	263,871	1,099	1,374	1,583								
50	9,878	191	153	10,031	41.8	52.2	164,207	124,437	263,757	1,099	1,374	1,583								
51	9,878	182	146	10,024	41.8	52.2	164,207	124,297	263,645	1,099	1,373	1,582								
52	9,878	173	139	10,017	41.7	52.2	164,207	124,160	263,535	1,098	1,373	1,581								
53	9,878	165	132	10,010	41.7	52.1	164,207	124,026	263,428	1,098	1,372	1,581								
54	9,878	157	125	10,003	41.7	52.1	164,207	123,895	263,323	1,097	1,371	1,580								
55	9,878	149	119	9,997	41.7	52.1	164,207	123,766	263,220	1,097	1,371	1,579								

## ◎家畜生産動向

静岡県内食肉センターへ出荷される家畜頭数

### (1) 出荷頭数実績から推計したトレンド値

牛： 10,323 頭（平成 25 年度）→9,700 頭（平成 35 年度）

→9,500 頭（平成 45 年度）→9,300 頭（平成 55 年度）

豚： 302,074 頭（平成 25 年度）→27 万頭（平成 35 年度）

→ 25 万頭（平成 45 年度）→24 万頭（平成 55 年度）

### (2) 生産振興施策により、県内からの出荷頭数が維持された場合

牛： 10,323 頭（平成 25 年度）→10,200 頭（平成 35 年度）

→10,100 頭（平成 45 年度）→10,000 頭（平成 55 年度）

豚： 302,074 頭（平成 25 年度）→27 万頭（平成 35 年度）

→ 26 万頭（平成 45 年度）→26 万頭（平成 55 年度）

※（1）、（2）共に、愛知県からの出荷は 2 割減少と想定

## ◎食肉消費動向

- ・ 今後、県全体の食肉消費量は減少していくが、その減少幅は小さく、現在とほぼ同水準の消費量を維持すると考えられる。
- ・ 県内食肉事業者の多くは、県産食肉の取扱いを増やしたいと考えている。

## ◎必要となる処理能力

- ・ 牛 9,600 頭/年、豚 25～30 万頭/年

（牛 50 頭/日、豚 1,300～1,600 頭/日、豚換算頭数 1,500～1,800 頭/日）

※ただし、処理能力については TPP 交渉等の影響を精査し、再検討する。

#### (4) 食肉センターの箇所数

県内の食肉センターの箇所数を検討するために、食肉センターの規模別経営収支を比較した。公益財団法人日本食肉生産技術開発センターに依頼して、豚換算頭数 1,600 頭/日規模（牛 50 頭/日、豚 1,400 頭/日）、豚換算頭数 800 頭/日規模（牛 25 頭/日、豚 700 頭/日）の経営収支を試算した。

##### (ア) 試算の手法

- ・ 収入：と畜料、牛危険協力費、病畜協力費、部分肉処理料、枝肉・部分肉・内臓販売
- ・ 支出：人件費、光熱水道料（井戸水使用）、修繕費、減価償却費、その他
- ・ 稼働率：健全な運営が可能とされる 80%に設定
- ・ 整備事業費の補助率：国等の補助金を仮に 5/6 に設定

##### (イ) 経営収支

① 県内 1 箇所：豚換算頭数 1,600 頭/日規模【概算施設整備費 100 億円】（単位：千円）

部 門	収 入	支 出	収 支
と畜（食肉加工）	543,698	550,401	△6,703
部分肉加工販売	451,405	407,104	44,301
計	995,103	957,505	37,598

② 県内 2 箇所：豚換算頭数 800 頭/日規模【概算施設整備費 60 億円】（単位：千円）

部 門	収 入	支 出	収 支
と畜（食肉加工）	271,760	287,296	△15,536
部分肉加工販売	225,568	227,246	△ 1,678
計	497,328	514,542	△17,214

##### (ウ) 分析

- ・ 豚換算頭数 1,600 頭/日規模では、稼働率80%では年間 37,598 千円の黒字となるが、規模が半分に小さくなると、赤字となる。
- ・ これは、規模に比例して経費の全てが変動するわけではなく、規模が小さくなくても、作業人数（人件費）や施設整備費（減価償却費）は規模に比例して縮小しないため、小規模では経営が厳しくなると考えられる。

##### (エ) 参考

- ・ 農林水産省が定めた「食肉の流通合理化を図るためのガイドライン」においても、食肉センターの経営の安定を図るために、1 日当たり処理能力は概ね 1,400 頭以上（肥育豚換算）としている。

##### (オ) 幹事会での意見

幹事会の幹事から、新食肉センターの箇所数について、次のような意見が出された。

#### 幹事会における「食肉センターの箇所数」に対する意見

- ・ 県内の頭数が少なくなっているため、県内 1 つでもやむを得ないところもある。
- ・ 衛生レベルや規模がしっかり充実したものをひとつ作り、県内の荷が集まってきて、稼働率が上げられるようにしないといけない。

本県では、食肉センターの健全な運営のためには、県内 1 箇所とするのが妥当である。

## (5) 食肉センターに必要な機能

協議会の委員、幹事会の幹事から、新食肉センターに必要な機能について、次のような意見が出された。

協議会、幹事会における「新食肉センター必要な機能」に対する意見	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TPP 対策として、国内の豚肉が外国の豚肉に勝つには、衛生的な豚肉を消費者に提供することが必要であり、そのためには HACCP に基づく最高の施設を作っていただきたいというのが養豚農家の希望である。</li> <li>・ 県産の牛肉、豚肉が最高の品質になるような施設を作っていないと、TPP に対抗できるような差別化した県産の牛肉、豚肉の生産はできないと思っている。</li> <li>・ 衛生レベルや規模がしっかり充実したものをひとつ作り、県内の荷が集まってきて、稼働率が上げられるようにしないといけない。</li> <li>・ 産業の競争力を強化するためには、輸出機能を有するべき。</li> <li>・ 川崎市にある部分肉センターのようなものを食肉センターに併設してもらいたい。</li> <li>・ 現在、県内の食肉センターの冷蔵豚肉の品質は2週間程度しかもたないが、輸入の豚肉は1ヶ月もつ。この差は、食肉センターの衛生レベルの差であり、新しく食肉センターを作るなら、衛生レベルの高い施設、HACCP は当たり前だと生産者は考えている。</li> <li>・ 新しい施設に対しては、輸出面に期待しており、短期間での整備をお願いしたい。</li> <li>・ 生産者が出荷したくなるような、魅力ある食肉センターが必要である。</li> <li>・ 富士山静岡空港から、食肉を海外に輸出していけばよい。</li> </ul>	

機能	内容
高度な衛生レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内で生産された牛や豚が、最高品質の食肉として消費者に提供できるように、高い衛生レベルを備えた施設が求められており、「HACCP 方式による衛生管理」を実施していく。</li> <li>・ これは、外国産の食肉と対抗するためにも、生産者及び消費者にとって魅力のある食肉センターとなるためにも、必要なことである。</li> <li>・ 県内食肉事業者の約90%は、消費者に高度な加工処理能力及び衛生レベルを備えた新食肉センターが必要と考えている。</li> </ul>
輸出対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡県の牛肉は、近畿・東海・北陸連合肉牛共進会で、毎年、最優秀賞を獲得し、また全国和牛能力共進会で肥育牛の部で全国第四位となるなど、その肉質については高い評価を得ており、更に販路を拡大していくために、県内の食肉センターは輸出機能を有することが求められている。</li> <li>・ 豚肉についても、地域ブランド豚肉や静岡県が開発した「フジキンカ」の販路を、海外にも求めていく。</li> <li>・ 輸出対応型食肉センターは、海外への販路拡大だけでなく、国内での販路拡大にも貢献するものと考えられる。</li> </ul>
食肉加工・販売の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 枝肉だけでなく、部分肉の単位で幅広い購買客に販売できる機能が求められている。</li> <li>・ 食肉センターの経営安定のためにも、部分肉加工販売を充実させていく必要がある。</li> <li>・ 精肉等の高度な加工処理により、経営改善を図る必要がある。</li> </ul>

新たな食肉センターには、「高度な衛生レベル」、「輸出対応」、「食肉加工・販売の充実」が必要とされた。

#### 4 新食肉センターの設置場所、設置・運営主体

##### (1) 設置場所

###### (ア) 設置場所に求められる立地条件

- ① 地理的条件：県内における位置、交通の便
- ② 周辺環境条件：周辺住民の理解
- ③ 土地条件：上水・下水、地盤、敷地の余裕度

###### (イ) 既存の場所に設置する場合

表 11 県内既存施設の立地条件

施設名	地理的条件		周辺条件	土地条件			
	地域	交通の便	立地 (用途地域)	水	排水	地盤	敷地の余裕度
小笠食肉センター	中遠	菊川 IC から 7.5km 19分	工業専用地域	上水道 井戸水	浄化処理後、 河川へ	軟弱	有 46,890 m <sup>2</sup>
浜松市 食肉地方 卸売市場	西部	浜松 IC から 4.0km 12分	工業地域 <sup>1)</sup>	上水道 井戸水 工業用水	浄化処理後、 公共下水へ	普通	無 25,698 m <sup>2</sup>

1)：商業施設、住宅が隣接

表 12 既存施設の場所に設置する場合の利点と欠点（他県の事例）

名称	榊神奈川食肉センター（厚木市）
開設までの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成6年に、県央に食肉センターを再編するという神奈川県食肉流通合理化計画が策定される。</li> <li>・ 平成8年の0157 対策でと畜場法が改正され、法対応のために国の補助金を活用することができるようになった。</li> <li>・ 厚木市、平塚市、相模原市の市営食肉センターを再編し、厚木市食肉センターの敷地内に、農畜産業振興事業団の事業（平成12～13年度）により新食肉センターを建設</li> <li>・ 平成14年4月操業開始</li> </ul>
施設内容	敷地面積 12,556 m <sup>2</sup> 、延床面積 22,338 m <sup>2</sup> 、建築面積 6,138 m <sup>2</sup> 地上7階、地下1階
事業内容	と畜処理、部分肉加工（部分肉加工は場所を業者に賃借している）
と畜能力 （実績）	牛 60 頭/日（牛のと畜は週3日のみ、5,400～6,000 頭/年） 豚 2,600 頭/日（2,100～2,200 頭/日、54万頭/年）
部分肉加工能力 （実績）	牛 18 頭/日（と畜の概ね30%） 豚 1,360 頭/日（と畜の概ね63%）
既存の場所に設置したことによる利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地購入費が不要</li> <li>・ 住民の反対運動が少なく、早期の事業着手が可能</li> </ul>
既存の場所に設置したことによる欠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地が手狭であったこと、既存施設を稼働しながら新施設を建設したことから、地上7階、地下1階の施設となり、建設費及び稼働後の施設維持費が増加した。</li> <li>・ 建設費：約 100 億円（平屋の場合は60～70億円で建設可能だった）</li> </ul>

(ウ) 新たな場所に設置する場合

表 13 新たな場所に設置する場合の利点と欠点 (他県の事例)

名 称	名古屋市中央卸売市場 南部市場
開設までの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高畑市場 (昭和6年と畜業務開始、昭和33年市場開設) が、昭和40年に工業地域から住居専用地域になり、改築ができなくなった。</li> <li>・ 昭和47年に第1次中央卸売整備計画発表、飛鳥村が候補地になった。</li> <li>・ 反対運動で飛鳥村案は白紙に。</li> <li>・ 平成9年、貯木場であった船見ふ頭が候補地になった。</li> <li>・ 平成13～14年、船見町町内会及び3学区と書面合意</li> <li>・ 平成15年、都市計画決定、建築実施設計着手</li> <li>・ 平成16年、建築実施設計完了</li> <li>・ 平成17年、施設建築工事着工</li> <li>・ 平成18年、施設建築工事完了</li> <li>・ 平成19年、中央卸売市場南部市場開場</li> </ul>
施設内容	敷地面積 60,721 m <sup>2</sup> 、延床面積 27,059 m <sup>2</sup> 、建築面積 16,714 m <sup>2</sup>
事業内容	と畜処理、部分肉加工 (部分肉加工は場所を業者に賃借している)
と畜能力 (実績)	牛 100 頭/日 (45 頭/日、約1万頭/年) 豚 1,000 頭/日 (870 頭/日、約22万頭/年)
部分肉加工能力	牛 150 頭/日 (外部からの枝肉搬入あり) 豚 400 頭/日
新たな場所に設置したことによる利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地条件の制約を受けなかった。</li> </ul>
新たな場所に設置したことによる欠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の取得に52億円 (用地取得10億円、地盤改良15億円、周辺整備27億円) を要した。⇒ 施設整備費 170 億円と合わせて総事業費は 222 億円</li> <li>・ 住民の反対運動等により、候補地が二転三転し、市場開場までに整備計画が公表されてから35年、候補地決定から10年を要した。</li> </ul>

既存施設の場所に設置する場合は、土地購入費が不要であるだけでなく、住民の反対運動が少なく、早期の事業着手が可能となる。ただし、土地条件 (広さ) の制約を受け、建設費が増加する場合がある。

一方、新たな場所に設置する場合は、土地条件の制約を受けない反面、土地購入費の負担だけでなく、住民の反対運動等により整備されるまでに長い歳月を要する。

## (エ) 東部地域からの食肉センター建設に関する要望書

静岡県東部市長会から、静岡県知事及び静岡県議会あてに、食肉センター建設に関する要望書が出されている。

### 東部市長会から県知事、県議会議長あての要望書（平成23年12月22日）

- ・ 現時点において、県東部地域への食肉センターの整備は、安全安心な食肉生産と流通の拠点としての立場からも喫緊の課題であり、県東部市町を包括する広域的な整備が必要であります。
- ・ つきましては、県主導による県東部地域への施設整備を、早急にご検討いただきますよう、改めて要望いたします。

静岡県東部市長会（下田市長、沼津市長、熱海市長、三島市長、富士宮市長、伊東市長、富士市長、御殿場市長、裾野市長、伊豆市長、伊豆の国市長）

### 【上記の要望書への対応】

- ・ 「静岡県食肉流通合理化計画」に基づき、食肉センター再編整備の合意形成と具体的検討を行っていくための「食肉流通連絡会」を、平成23年度に立ち上げ、25年度までの間に、情報交換、意見交換等を基に、東部地域も含めた本県の食肉センターの在り方について検討した。
- ・ その結果、県内の肉畜生産及び食肉流通の現状を分析し、県全域を視野に入れた施設整備について、連絡会を通じて関係者の理解を得ながら、具体的な計画を作成していくこととなった。
- ・ この食肉流通連絡会を受け、平成26年度、静岡県食肉センター再編推進協議会を設置し、再編基本構想の検討を行っている。

協議会及び幹事会において、食肉センターの設置場所について、次のような意見が出された。

#### 協議会、幹事会における「新食肉センターの設置場所」に対する意見

- ・ 浜松市食肉地方卸売市場は、周辺住民から様々な意見があり、浜松市の既存の場所に食肉センターを新設することは難しいと考えている。
- ・ 愛知県から多くの荷が来ているので、候補地の選定については、愛知県からの荷と消費地という2つの要因も考慮したほうがよいのではないかと。
- ・ 現実を考えると、経営収支等が合う場所で、食肉センターを整備したほうがよいのではないかと。
- ・ 新しい場所が確保できても、周辺住民の理解等に長年を要したという過去の事例がある。また、県内のどの地域に設置しても一長一短があるが、食肉センターのと畜対象は主に肉牛と豚であり、生産地からの距離ということも考える必要がある。
- ・ 小笠については、地盤が軟弱であることと、直下の井戸水が使用できずに3km先から井戸水を引いているという課題がある。
- ・ 新しい候補地では時間がかかるので、経済連にお願いして、小笠に新設することが最良ではないかと。
- ・ 設置場所については、実施・運営主体の意向及び食肉センターの採算を考慮すべきではないかと。

すみやかに事業に着手するためには、既存施設の場所に設置することが望ましく、県内の既存2施設のうち、地盤や水に課題はあるものの、工業専用地域に立地し、敷地に余裕がある現小笠食肉センター敷地内を候補地とする。

## (2) 設置・運営主体

### (ア) 全国の食肉センターの設置者

平成 26 年 4 月現在、全国に食肉センター（一般と畜場）は 187 施設あり、設置者別では行政 70 施設（38%）、第三セクター 33 施設（18%）、民間 84 施設（44%）となっている。

設置者	行政 <sup>1)</sup>	第三セクター <sup>2)</sup>	民間 <sup>3)</sup>	合計
施設数	70	33	84	187

1)：都立芝浦屠場、愛知県農業総合試験場と畜場、岡山県営と畜場、その他は市町村

2)：平成 6 年度まで実施された畜産振興事業団（現：農畜産業振興機構）の事業により、事業団の出資に県、市の出資を伴うものが多い。

3)：農協系統、事業組合、会社、研究機関

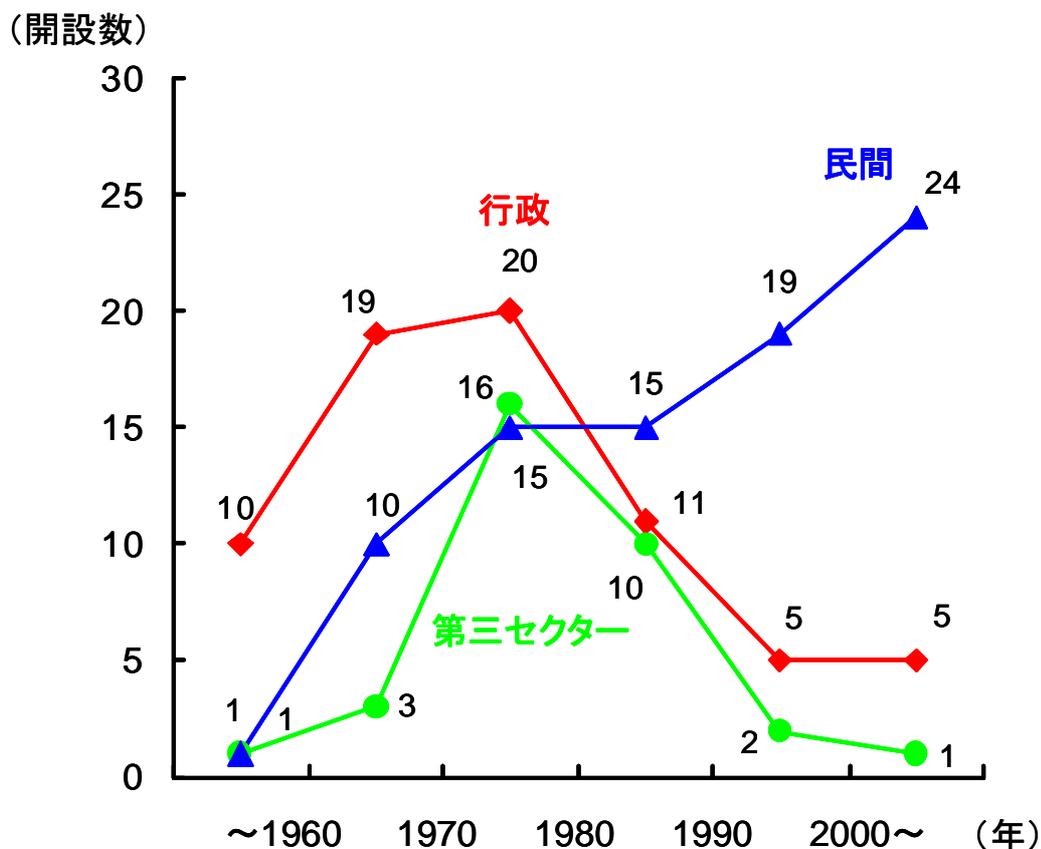


図 5 現在稼働している食肉センター187施設の年度別開設数  
※ただし、開設年のものと現在の施設の許可年のものが混在している

表 14 2001 年以降に行政及び第三セクターが設置した食肉センター

区分	名称	設置年	備考
行政	庄内食肉流通センター	2001	広域行政組合
	名護市食肉センター	2001	事業組合のセンターを引継
	名古屋市中央卸売市場 南部市場	2007	
	与那国町食肉処理市場	2011	
	徳之島食肉センター	2012	休止中
第三セクター	神奈川食肉センター <sup>1)</sup>	2002	

1) 農畜産業振興事業団の整備事業では、「地元の県、JA が出資すること」との補助要件があったために、(株)神奈川食肉センターの資本金 1 億 8 千万円のうち、2,005 万円 (11.1%) を神奈川県が出資した。

## (イ) 想定される設置・運営主体

幹事会において、食肉センターの設置・運営主体について、次のような意見が出された。

### 幹事会における「新食肉センターの設置・運営主体」に対する意見

- ・ 浜松市は、民間で運営できるものは民間にお願いしたいという強い意向がある。
  - ・ 浜松市食肉地方卸売市場は、周辺住民から様々な意見があり、浜松市の既存の場所に食肉センターを新設することは難しいと考えている。
  - ・ 民間で運営ということになると、経営収支がちゃんとやっていけるかという精査が必要となる。
  - ・ これまでも県議会等で答弁しているとおり、食肉センターは県内1箇所が望ましいと考えているが、地域であるいは民間で運営していただき、県は可能であれば支援するという立場である。県が食肉センターを運営することはない。株式会社あるいは公社等を作り、そこに県が出資すること（第三セクター）もない。
  - ・ 県は、食肉センターは、地元・民間で設置運営するのがふさわしいという考えであったが、地元の市町で運営してきて廃止されていった経緯から、今後、市町が運営していくのは難しい。
  - ・ 現在、小笠食肉センターを設置・運営し、浜松市食肉地方卸売市場においても荷受・卸を行っている経済連以外の団体では、県内で食肉センターを運営できないのではないかと。
  - ・ 経済連が前向きに検討していただけるということで、生産者団体としても応援していきたい。
  - ・ 経済連が設置・運営主体になるか否かについて、一度持ち帰り、内部で検討させていただきたい。
- ⇒ 経済連の検討結果
- ・ 食肉センターの運営、荷受、販売の能力があるのは、県内では経済連だけであると認識している。
  - ・ しかし、現在の小笠食肉センターの収支は厳しい状況である。
  - ・ 経済連としても、経営のマイナスが見込まれる施設では、取り組むことはできない。
  - ・ 仮に経済連が新食肉センター設置、運営主体となった場合、イニシャルコスト、ランニングコストへの支援についても検討してもらいたい。

- ・ 全国の食肉センター設置者は、かつては行政や第三セクターによるものが多かったが、2000年以降では、ほとんどが民間によるものとなっている。
- ・ また、食肉センターの運営の能力があるのは、県内では経済連のみである。

## 5 今後、検討すべき課題

平成 26 年度の協議会、幹事会で検討されてきた事項は、以上のとおりであるが、今後、検討すべき課題は、次のとおりである。

### (1) 設置・運営主体の決定

食肉センターの運営の能力があるのは、県内では経済連のみであることを踏まえて、新食肉センターの設置・運営主体を、すみやかに決定する必要がある。

### (2) 健全な経営の確保

新食肉センターの健全な経営を確保するため、施設整備の内容と運営の方法について、検討する必要がある。

- ・ 施設整備の規模、内容と事業費
- ・ 運営方法（合理化、省力化によるコスト低減、食肉の高度加工による収益性の改善等）
- ・ 稼働率確保対策
- ・ TPP 交渉の影響

### (3) 支援のあり方

施設整備費の負担軽減と運営のコスト低減のために、新食肉センターへの支援のあり方を検討する必要がある。

- ・ 行政の支援
- ・ その他の支援、協力

再編推進協議会での検討をすすめ、国の TPP 交渉への対応を見据え、できるだけ早い時期に、静岡県食肉センター再編基本構想を策定する。

## 資料編

### 1 生産振興の方向性

#### (ア) 経済産業ビジョン（農業・農村編）

県は、「静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の基本条例(平成18年4月1日施行)を規範として、農林水産行政の基本指針となる「静岡県経済産業ビジョン(農業・農村編)」の目標達成に向けて施策を展開する。

畜産については、当該ビジョンに加え平成22年度に見直した「静岡県酪農・肉用牛生産近代化計画」及び「静岡県の家畜及び鶏の改良増殖計画」等の畜産振興計画と「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」等に基づき、県民に安全で新鮮な畜産物を安定的に供給することを基本として、生産基盤の充実と経営体質の強化を図るための施策・事業を着実に推進する。

#### 「経済産業ビジョン(農業・農村編)」の基本方向別の畜産重点施策（食肉センター関連のみ）

#### 基本方向Ⅰ 「場の力」を活用した地域経済の活性化

##### 1 人々を惹きつける都づくり

農産物の生産、流通、消費における本県の中心性や求心力を高めるため、「食」、「茶」、「花」の3つの都づくりを推進する。また、都づくりの基本となる農産物の魅力を磨き、国内外に効果的に情報発信できるふじのくにブランドの強化を図る。

#### ふじのくにブランドの推進

##### ① ブランド品の創出・強化

- 県産牛肉のブランド力を強化するため、県内で生産されている牛肉の統一的なブランドの構築に向け、生産者を中心とした対策協議会を設立するとともにPR活動を促進する。
- 県産牛肉、豚肉の生産・供給体制の強化を図るため、再編推進協議会を設立して高度衛生管理流通施設の基本構想を策定し、整備を促進する。

#### 基本方向Ⅰ 「場の力」を活用した地域経済の活性化

##### 2 ふじのくにブランドを活かした戦略的な海外展開

世界文化遺産の「富士山」や世界農業遺産の「茶草場農法」、ユネスコ無形文化遺産の「和食」などを活かし、海外においても競争力を持つ高品質な農産物を、本県ならではのふじのくにブランドとして情報発信する。特に、経済発展により需要の増加が見込まれるアジアの新興国等を中心に、国や品目に応じた戦略的な販路拡大に取り組む。

#### 輸出に向けた産地の取組支援

- 県内の生産者が一体となった統一的な牛肉ブランド構築の取組を支援するため、生産者を中心とした対策協議会を設立するとともに、知名度を高めるPR活動を支援する。
- 県産銘柄畜産物の輸出を促進するため、再編推進協議会を設立して流通施設の基本構想を策定し、海外の衛生管理基準にも対応した高度な衛生管理を行う食肉センターの整備を推進する。

## 基本方向Ⅱ 豊かさを支える農業の強化

### 3 技術革新による生産力の飛躍的拡大

農業経営の収益性を向上させるためには、生産性を高め、競争力を強化していくことが必要である。このため、省力化、低コスト化を可能にする革新的な技術や、ブランド強化につながる高品質な新品種の開発などに取り組むとともに、意欲ある産地や生産者の生産性向上や農産物の高付加価値化を支援し、本県の高品質で多彩な農産物の生産現場の強化を図る。

#### 新技術の開発と普及

- 高品質な肉牛を作出・普及するため、遺伝子解析技術を用いて優良な遺伝的形質を持った雌牛を選抜する技術を開発し、その子牛を受精卵移植により効率的に生産する。
- 本県が開発した合成豚「フジキンカ」の生産能力を向上させるため、遺伝子解析技術を活用して優良種豚の選抜・普及を図る。

#### (イ) 静岡県畜産振興計画（平成 26～29 年度）

県は、食肉センター再編と併せて、関係者とともに生産振興を推進する。

なお、本計画は、静岡県総合計画、静岡県経済産業ビジョン 2014～2017（農業・農村編）、静岡県酪農・肉用牛生産近代化計画、静岡県の家畜及び鶏の改良増殖計画に基づくものである。

#### (ウ) 畜産競争力強化事業（平成 26～28 年度）

畜産物の国内外における競争力強化と市場拡大を図るため、高栄養粗飼料の増産、県産牛乳の差別化、食肉センターの再編及び食肉の県内外での販売力強化を推進する。

事業名	事業内容
高栄養粗飼料増産事業	酪農の生産コストを削減するため、高栄養粗飼料生産技術の導入を図る。 ・実証展示飼料畑の設置、技術体系の構築・研修会の開催 ・低コスト経営モデルの策定
県産牛乳競争力強化事業	県産牛乳の差別化のため、産地の利点を生かした静岡型牛乳を構築する。 ・県酪農乳業競争力強化対策協議会の設立 ・「鮮度重視」による県産プレミアム牛乳ブランドの構築とPR ・集乳路線の再編、牛乳トレーサビリティの検討
食肉センター再編推進事業	県産牛肉・豚肉の国内外での競争力を高めるため、高度衛生管理に対応した食肉センターの再編整備の推進、食肉の販売力強化を図る。 ・食肉センターの再編整備の推進→輸出対応型へ ・県下統一の牛肉ブランドの創設 ・食肉処理加工技術の強化

#### (エ) 試験研究による技術開発

- ・全国トップブランドを目指した特色ある高級牛肉生産技術の開発
- ・フジキンカの生産性の向上に関する技術開発

#### (オ) 飼養頭数増加のための方策

- ・生産者団体による委託、直営農場
- ・県外からの法人経営体の新規参入

## 2 食肉消費動向調査

県産食肉の消費動向と新食肉センターの設置の効果を把握するために、消費者に近い立場である静岡県内の食肉事業者であるスーパーマーケットと卸売店及び小売店に対して、アンケート調査を実施した。

目的：県産食肉の消費動向と新食肉センターの設置の効果を把握

対象：静岡県内食肉事業者（スーパー、卸売・小売店）

スーパーマーケットは、県内売上高上位10社（マックスバリュ、コープ静岡、맘、しずてつストア、遠鉄ストアなど）に、店舗数の多いピアゴ、バロー、ベイシアなどを加えた。卸売店、小売店については、県食肉事業協同組合の組合員を対象とした。

方法：食肉消費動向調査票により、アンケート調査を実施

	発 送	回 収	回収率
スーパー	300	53	17.7%
卸売・小売店	150	75	50.0%
計	450	128	28.4%

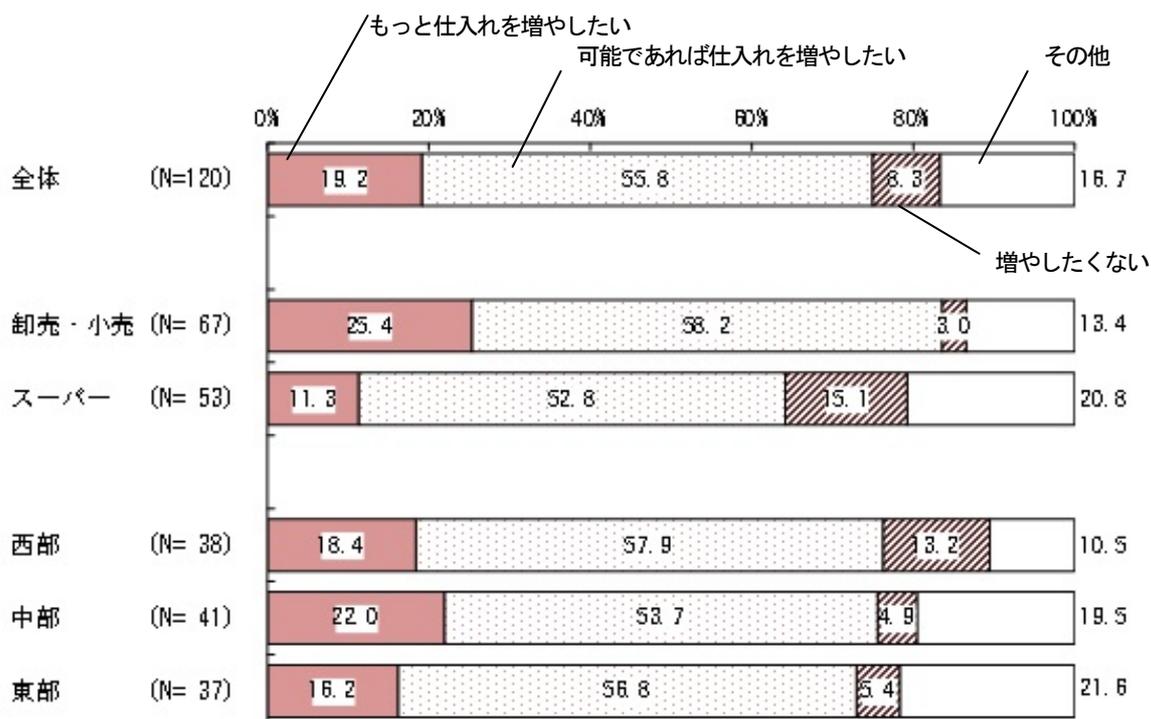
調査期間： スーパー : 平成26年10月16日～11月6日

卸売・小売店 : 平成26年11月5日～11月14日

結果：

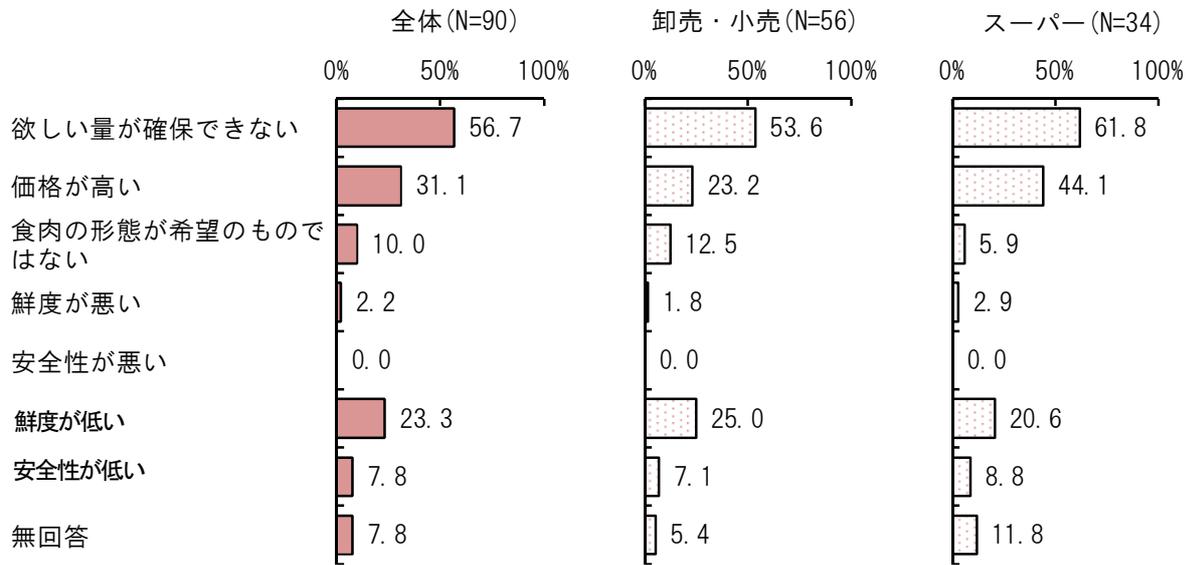
### ① 静岡県産食肉の今後の取扱動向と課題について

Q1 国産食肉と、静岡県産食肉が、「国産」と「静岡県産」という名前以外の条件がすべて同一（肉質も同じ）だとしたら、静岡県産食肉の仕入れを増やしたいと思いますか？



・県産食肉の取り扱いを増やしたい食肉事業者の割合は、全体の75%であった。

Q2 仕入れを増やしたい意志があるのに、実際には静岡県産食肉の仕入れを増やすことができない理由は何ですか？

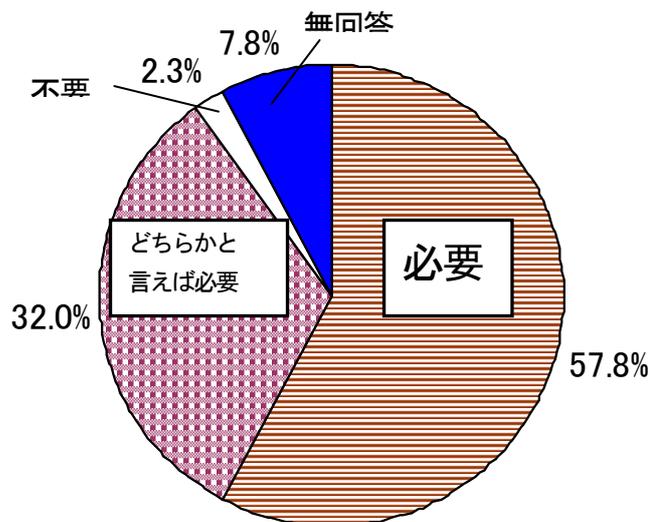


・「欲しい量が確保できない」が50～60%と最も高く、次いで「価格が高い」が20～40%となった。

・静岡県産食肉は、「安定供給」と「価格」への対応を行うことで、消費拡大が可能

② 消費側が必要としている食肉センターについて

Q3 高度な加工処理能力及び衛生レベルを備えた新食肉センターは、消費者のために必要だと思うか？

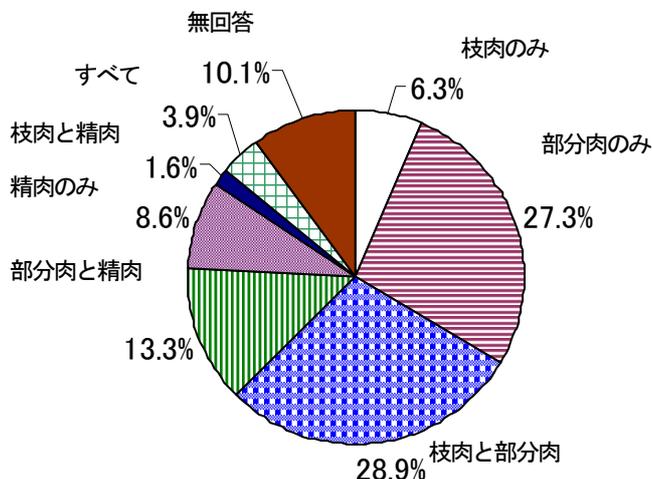
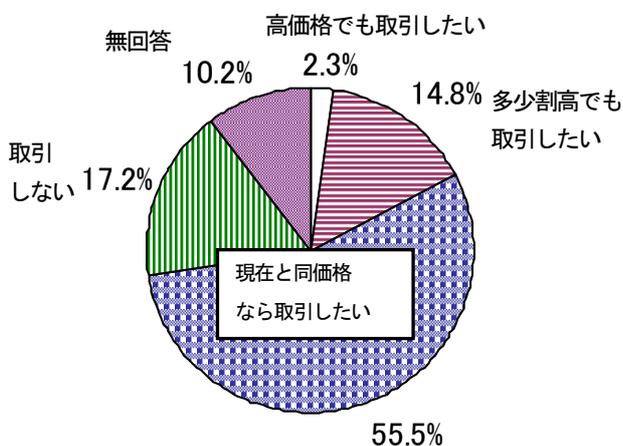


・「必要」、「どちらかといえば必要」を合わせると約90%を占めた。

**Q4** 静岡県に高度な加工処理能力を有する（枝肉だけでなく、部分肉、精肉でも取引可能）新食肉センターが設置された場合、その食肉センターで生産された食肉を取引したいと思いますか？

・高度な加工処理能力を有する場合

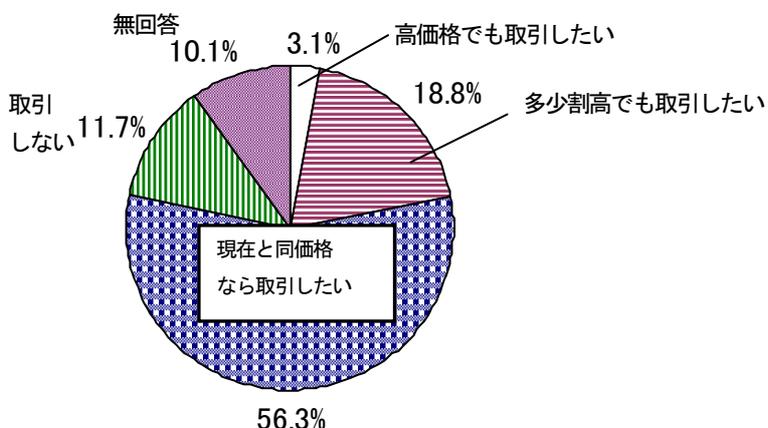
(参考) 取引したい食肉の形態



・食肉事業者のうち、約2%は「高価格でも取引したい」、約15%は「多少割高でも取引したい」、約56%は「現在と同価格なら取引したい」という結果となった。

**Q5** 静岡県に高度な衛生レベルをもつ新食肉センターが設置された場合、その食肉センターで生産された食肉を取引したいと思いますか？

・高度な衛生レベルを有する場合



・食肉事業者のうち、約3%は「高価格でも取引したい」、約19%は「多少割高でも取引したい」、約56%は「現在と同価格なら取引したい」という結果となった。

Q6 高度な加工処理能力及び衛生レベルを備えた新食肉センターが設置された場合、現在仕入れている食肉のどのくらいを新食肉センターで生産された食肉に置き換えたいですか？

<牛肉>

現在仕入れている牛肉のうち、

海外産の  を置き換えたい      県外産の  を置き換えたい

<豚肉>

現在仕入れている豚肉のうち、

海外産の  を置き換えたい      県外産の  を置き換えたい

- ・ 高度加工処理能力、高度衛生レベルを有する新食肉センターは、消費側にとっても必要である
- ・ 新しい食肉センターを整備した場合、県産食肉の消費拡大が見込まれる

**結論：**

- ・ 食肉事業者の約 75%は、県産食肉の取り扱いを増やしたいと望んでいる。
- ・ 安定供給が可能な（食肉事業者が利用しやすい）食肉センターを整備した場合、県産食肉の消費がさらに拡大する可能性が高い。
- ・ 食肉事業者の約 90%は、消費者に新食肉センターは必要と考えている。  
⇒消費者にとって、新食肉センターは必要
- ・ 高度な加工処理能力及び衛生管理レベルを有する新食肉センターであれば、今と同じ価格でも多くの食肉事業者は取引する。  
⇒海外産の約 20%、県外産の約 40%は、新食肉センターで生産された食肉に置き換えられる見込み

### 3 食肉センターの機能に関する事項

#### (1) HACCP 方式による衛生管理

HACCP とは、食品の安全性を保証するため、特異的な危害因子及びそれらを管理するための防止措置を明らかにすることによる危害分析及び重要管理点監視からなるシステムである。

- ・ 重要管理点：食肉等の処理加工において、その部分を衛生的に管理することにより食品の安全性を損なうおそれのある危害因子を防止し、除去し、許容範囲内に納めることができる工程中のある時点、ある段階又は工程そのもの。
- ・ 衛生管理の方法に関する標準作業手順書（SSOP）を作成し、実施するとともに、必要な改訂を行い、維持管理する。
- ・ SSOP の手順が遵守されているかどうかについて毎日モニタリングする。
- ・ 枝肉の大腸菌検査の方法を、細かく規定する。
- ・ 認定施設内において製造される食肉毎に危害分析を行った後、当該製品について HACCP 計画を文書化し、その計画を実施する。

#### (2) 牛肉の輸出

国産牛肉を輸出するためには、相手先国との衛生条件の合意が必要であるが、米国や香港、EU等は高度な衛生条件を要求しているため、全国189施設の食肉センター（と畜場）のうち、アメリカに輸出できる食肉センター（認定施設）は9施設、香港では10施設、EUでは3施設にとどまっている。

県内にある2か所の食肉センターは、この要件を満たしていないため、アメリカに輸出する場合は、県外の認定施設まで牛を輸送して食肉処理をすることが必要となる。

#### (ア) 二国間条件を満たした相手国別認定施設数

(平成27年2月現在)

国	アジア							中東
	香港	シンガポール	タイ	フィリピン	ベトナム	マカオ	インドネシア	UAE・カタール
施設数	10	10	46	5	41	56	1	1

国	欧州		北米・中南米			大洋州	
	EU, スイス, ノルウェー, リヒテンシュタイン		ロシア	米国	カナダ	メキシコ	ニュージーランド
施設数	3		2	9	7	4	9

## (イ) 主な牛肉の輸出認定食肉センター

(平成27年2月現在)

	名 称	都道府県	米国	香港	シガポール	EU	UAE・カタール	インドネシア
1	南九州畜産興業株式会社（末吉と畜場）	鹿児島県	○	○	○			
2	サンキョーミート株式会社 有明ミート工場	鹿児島県	○	○	○	○		
3	株式会社ミヤチク高崎工場	宮崎県	○	○	○			
4	株式会社群馬県食肉卸売市場	群馬県	○	○	○	○		
5	株式会社ミヤチク都農工場	宮崎県	○	○	○			
6	飛騨食肉センター(飛騨ミート農業協同組合連合会)	岐阜県		○	○			
7	株式会社阿久根食肉流通センター	鹿児島県	○	○	○	○		
8	株式会社J A食肉かごしま南薩工場	鹿児島県	○	○	○			
9	株式会社岩手畜産流通センター	岩手県	○	○	○			
10	滋賀食肉センター	滋賀県			○			
11	株式会社熊本畜産流通センター	熊本県	○	○				
12	協業組合本庄食肉センター	埼玉県					○	
13	人吉食肉センタ（全国開拓農業協同組合連合会）	熊本県						○
	施 設 数		9	10	10	3	1	1

## (ウ) 対米輸出について

対米輸出食肉を取り扱う食肉センターは、次の要件を満たさなければならない。

<b>食肉衛生 関係</b>	と畜場は、対米輸出食肉の種類以外の家畜をと殺・解体及び分割する施設と完全に区画されていること。
	食肉処理場はと畜場に併設され、と殺・解体から分割までが一貫して行われていること。
	「施設・設備等の構造・材質基準」に適合するものであること。
	と殺・解体及び分割の取扱いは、「衛生管理基準」に適合するものであり、マニュアルが整備されていること。
	「HACCP 方式による衛生管理実施基準」に定める「標準作業手順書」「大腸菌の検査」「HACCP システムを用いた自主衛生管理」を実施すること。
	対米輸出食肉を検査する検査員（指名検査員）によって、と殺・解体・分割される全ての獣畜及び食肉についての検査が実施されること。
	指名検査員により、「衛生管理基準」「HACCP 方式による衛生管理実施基準」に基づく衛生管理の適正な実施が監視されていること。
<b>家畜衛生 関係</b>	と畜場・食肉処理場は、米国農務省が牛疫又は口蹄疫の汚染地域と指定した地域で生産、飼養された動物・生産物を受け入れていないこと。
	食肉処理場に搬入される食肉は、わが国で生産、飼養された動物由来であり、かつ牛疫等汚染地域に存在したことがないこと。
	当該と畜場で処理された食肉は、当該と畜場以外で処理された食肉との混合又は接触を防止する方法により処理、貯蔵、輸送されること。
<b>その他</b>	厚生労働省は、地方厚生局食品衛生課の輸出食肉検査担当官を月1回以上、認定と畜場及び食肉衛生検査所に派遣し、査察等を実施する。

### 「施設・設備等の構造・材質基準」

- ・ と殺・解体施設は、水蒸気、熱湯等が発生する場所の壁・床は、その表面が結露・カビの発生を防止できる構造であること。
- ・ 窓は、床から0.9m以上の高さに設け、窓枠は衛生保持のために約45°の傾斜とすること。
- ・ 枝肉冷蔵庫のレールは、枝肉が床に接触しないよう3.4m以上の高さを融資、壁・機械設備との間に0.6m以上の距離が保たれること。
- ・ 溶接箇所は、すき間もなく平滑で、凹凸、ひび割れがないこと。
- ・ 水を使用するテーブル及びその他の器具は、縁を付して水が床に落ちない構造であること。

### 「衛生管理基準」

- ・ 水道水以外の水を使用する場合は、年2回以上水質検査を行い、遊離残留塩素の測定は、毎週1回定期的に行い、測定結果を3年間保存すること。
- ・ 壁、床の消毒に用いる温湯は、最低83℃を保持するとともに、洗浄に用いる場合はおおよそ60℃を保持すること。(給湯口の温度)
- ・ 衛生的なと殺・解体、分割のための基準を、細かく規定。
- ・ 衛生管理責任者は、作業前に施設・設備の洗浄が十分に行われて、作業を開始することが適当であるかどうか点検し、すべての衛生基準を満たしている場合でなければ、作業を開始させてはならない。

### (エ) 対EU輸出について

EU向けには、平成26年6月から輸出されるようになったが、EUは高度な衛生条件の他に動物福祉に関する基準を設定しており、国内に輸出認定施設は3施設しかない。

- ・ ハード面：牛と豚の処理施設が完全に区分されていること等
- ・ ソフト面：HACCPシステムによる衛生管理の仕組みが出来上がっていること、動物福祉の観点で、搬入からと殺までの間の取扱いをマニュアル整備し施設には動物福祉責任者を置くこと。

### (オ) 対イスラム圏輸出について

現在、イスラム圏で輸出可能である国は、アラブ首長国連邦(UAE)、カタール及びインドネシアの3カ国のみで、他は、解禁に向けて協議中である。

(平成27年2月現在)

国	アラブ首長国連邦(UAE)、カタール、インドネシア	マレーシア、サウジアラビア等
受入れ状況	二国間条件を満たす必要あり	解禁に向けて協議中

◎対イスラム圏輸出に係る課題

輸出できる施設は、衛生とは別次元の条件が求められるため、UAE・カタール向けは全国で1施設、インドネシア向けは1施設のみである。

輸出を行なうためには、各国が要求するハラールと畜を行なうための条件を満たすと畜場であることが必要となる。

- ・ハード面：牛と豚の処理施設が完全に区分されていること等
- ・ソフト面：宗教的儀式によると畜のルールを熟知したイスラム教徒の監督下で行ない、と畜者はイスラム教徒、ユダヤ教徒又はキリスト教徒でなければならない等
- ・その他：UAE及びカタール向けでは、UAE政府に登録されている輸出牛肉のためのハラールと畜を監督し、証明書を発行する機関（国内1箇所）に、施設を登録することが必要。

インドネシア向けでは、ハラール保証システム（すべてのと畜をハラール方式で行うことを含む）が実施されていることを、インドネシア農業省家畜・動物健康総局及びイスラム導師評議会に認定される必要がある。

◎UAE及びカタール向けハラールと畜証明書発行機関及び輸出認定施設

ハラールと畜証明書発行機関	輸出認定施設
宗教学者日本イスラーム文化センター（東京都）	協業組合本庄食肉センター（埼玉県）

◎インドネシア向け輸出認定施設

輸出認定施設
全国開拓農業協同組合連合会 人吉食肉センター（熊本県）

**（3）豚肉の輸出**

国産豚肉の輸出は、口蹄疫等の影響を受けつつも年々増加傾向で、平成 25 年度輸出実績は 290 トンであった。

特に香港は、日本からの輸出量が 6 年連続 1 位で、輸出量が安定的に増加している唯一の国となっている。

**日本からの豚肉輸出量と主要相手国**

年度	合計(t)	国名	数量(t)	国名	数量(t)	国名	数量(t)
20	285	香港	88	台湾	48	カナダ	48
21	114	香港	99	シンガポール	11	マレーシア	2
22	163	香港	156	シンガポール	7	ベトナム	1
23	160	香港	114	マレーシア	24	シンガポール	21
24	188	香港	137	シンガポール	26	マカオ	1
25	290	香港	222	シンガポール	40	米国	24

主な豚肉の輸出認定施設

(平成27年2月現在)

	名 称	都道府県	香港	シンガポール	ベトナム
1	(株)沖縄県食肉センター	沖縄県	○		
2	南九州畜産興業(株) (末吉と畜場)	鹿児島県	○	○	○
3	サンキョーミート(株) 有明ミート工場	鹿児島県	○	○	○
4	(株)阿久根食肉流通センター	鹿児島県	○	○	○
5	JA食肉がごしま鹿屋工場	鹿児島県	○		
6	JA食肉がごしま南薩工場	鹿児島県	○		
7	協同組合南州高山ミートセンター	鹿児島県	○	○	○
8	加世田食肉センター	鹿児島県	○		○
9	プリマハム(株)鹿児島工場	鹿児島県			○
10	(株)ジャパンファーム大口処理場	鹿児島県	○		○
11	(株)ミヤチク高崎工場	宮崎県	○		
12	(株)ミヤチク都農工場	宮崎県	○		
13	小林市食肉センター	宮崎県	○		○
14	(株)大分県畜産公社	大分県	○		○
15	(株)熊本畜産流通センター	熊本県	○		○
16	福岡市中央卸売市場食肉市場	福岡県	○		
17	岡山県営と畜場	岡山県	○		
18	神戸市立食肉センター	兵庫県	○		
19	(株)山梨県食肉流通センター	山梨県	○		
20	神奈川食肉センター	神奈川県	○		
21	東京都立芝浦屠場	東京都	○		○
22	千葉県食肉公社	千葉県	○		
23	印旛食肉センター	千葉県			○
24	(株)群馬県食肉卸売市場	群馬県	○		
25	三沢市食肉センター	青森県			○
26	日本フードパッカー(株)青森工場	青森県			○
27	岩見沢市精肉センター	北海道	○		○
28	日本フードパッカー(株)道南工場	北海道			○
29	十勝総合食肉流通センター	北海道	○		
30	その他の食肉センター		28		
	施 設 数		52	4	16

静岡県食肉センター再編推進協議会

平成 27 年 3 月

事務局：静岡県経済産業部農林業局畜産課

静岡市葵区追手町 9 番 6 号

電話 054-221-2702

FAX 054-273-1123